

決算審査特別委員会

令和元年9月10日

午前9時開議

於斑鳩町第一会議室

議長

坂口 徹

委員長

伴 吉 晴

副委員長

奥村 容子

出席委員

溝部 真紀子

齋藤 文夫

井上 卓也

横田 敏文

木澤 正男

理事者出席

町 長

中西 和夫

副町長

乾 善亮

教育 長

山本 雅章

総務部長

西 卷 昭男

総務課長

仲村 佳真

まちづくり政策課長

本庄 徳光

財政課長

福居 哲也

税務課長

真弓 啓

住民生活部長

加藤 惠三

福祉子ども課長

中尾 歩美

長寿福祉課長

中原 潤

同課長補佐

田口 昌孝

同課長補佐

羽根田 久枝

健康対策課長

北 典子

同課長補佐

徳田 貴世

国保医療課長

猪川 恭弘

同課長補佐

細川 友希

環境対策課長

東浦 寿也

住民課長

関口 修

都市建設部長

植村 俊彦

建設農林課長

手塚 仁

同課長補佐

三原 進也

都市整備課長

松岡 洋右

同課長補佐

峯川 敏明

上下水道課長

上田 俊雄

同課長補佐

上田 和弘

同課長補佐

田口 三十士

会計管理者

黒崎 益範

教委総務課長

安藤 晴康

同課長補佐

田中 弘二

同課長補佐

岡村 智生

生涯学習課長

栗本 公生

同 参 事

平田 政彦

同課長補佐

大塚 美季

同 係 長

今田 善友

議会事務局職員

議会事務局長

佐谷 容子

同 係 長

岡田 光代

(午前9時00分 開議)

○伴委員長 おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、本日の会議を開きます。

植村都市建設部長。

○植村都市建設部長 おはようございます。

さっそくではございますが、決算資料の一部追加をお願いしたいということで今回発言をさせていただきます。認定第6号の斑鳩町水道事業会計決算についてでございます。その議案書に添付をいたしております、平成30年度水道事業会計決算資料でございます。その資料の末尾に付けております「県水100%（平成38年度～）で施設更新をしない場合の財政推計表」でございますが、これにつきまして一部追加がございまして、「自己水維持のまま施設更新を行う場合」ということで、現状でございますが、これにつきましての財政推計表がついておりませんでした、そこで、今、ついております県水100%という財政推計表の代わりに自己水の分と県水100%、2つあわせた資料を作成させていただいておりますので、差替えのほうよろしくお願ひしたいと思います。どうも申し訳ございませんでした。

○伴委員長 ただ今、部長の資料が委員の皆さんに配布していただけますか。

(資料配布)

○伴委員長 住民生活部の質疑に入っておりますが、できるだけ早く皆さんの手元に渡ればということで朝一番に、こういう形で差替えという形にさせていただきました。

よろしいですか。

それでは、昨日に引き続き、審査を行ってまいりたいと思います。

それでは、国民健康保険事業特別会計について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 平成30年度からですね、国保県単位化に変わりました、会計についても斑鳩町で扱わない部分が出てきたということで、どんなふうになっていくのかなというふうに見てましたけども、実際の収支では4千万円程度黒字になっているということですけども、実際に斑鳩町でかかっている給付と納付金の関係のバランスがどうなっているのかなという点について、確認したいなというふうに思うんですけども。

○伴委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 今、ご質問いただきました内容につきまして、まず給付のほうにつきましても、施策の成果の211ページをごらんいただきますと、県支出金ということ

であってございますが、その部分のおおむね20億5千万、この全てではございませんが、20億5千万程度が給付という形で、斑鳩町では30年度の決算しております。それについては、県が全体としてすべてを、給付を賄ってもらおうという形になっておりますので、それについては、まず斑鳩町として負担をする分はないです。

ただ、納付金につきましても、そうした県全体の給付を見込む中で、斑鳩町の人口ですとか、世帯数に応じた額の保険料をこれだけ納めてほしいということで県から来ておりますので、それについて、今、納めておるといのが実態でございます、その給付と保険料のバランスがどうかという点については、ちょっと明確にはお答えできる状態ではないですけども、形としてはそういう制度になっております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 もうシステムとしたら、今課長おっしゃったように、県からこれだけ納付金払いなさいというのが来て、斑鳩町はそれを県に納付するというだけのことになるんですけども、ただ、そのバランスがね、適正なものになっているかどうかという検証はやっぱりしていく必要があるというふうに思うんですけども、そこは町としてチェックできるようになってるんですかね。

○伴委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 正直申しあげまして、県全体の給付を人口ですとか、先ほど申しあげました世帯に応じて奈良県各団体に配分されるということですので、それに見合った保険料というような形になってるという前提で、こちらとしては思っておるということで考えております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 今後ですね、県から統一保険料率、標準保険料率が示されてて、6年後ですか、今からやったらもう5年後になるかな、統一に向けて進められていこうとしていますが、果たして斑鳩町でどういう税率を設定していくのかというのは、やっぱり県から示されてきてる納付金を納めるのに必要な額ってことになるんでしょうけども、やっぱり給付の関係とのバランスも見ていかないといけないなっていう点もありますし、斑鳩町独自の事情っていうのもありますので、その辺を加味していこうと思うと、やっぱり統一になる前の状態ですね、のときの斑鳩町の国保会計の推移なんかも、もう統一になってしまってますけども、本当に県から示されている納付金について、それが適正なんかどうかという、そういう視点を持ってないとチェックしにくいかなというふうに思いましたので、町としてなかなか、給付は県全体で見るもんやということで、町単

独、斑鳩町だけでの見込みっていうのが出しにくいのかもかもしれませんが、そこは県のほうに聞いていただいでですね、そういう試算ができるものかどうかという点についても、ちょっとまた担当のほうで調査していただきたいなというふうに思います。

それと、この間、斑鳩町だけではないですけども、成人病が多くなってきている傾向があったりとか、そういったところの医療分析ですね、これまでは国保連合会のほうで病気のこういった傾向が多いのかというところまではチェックできなかったというふうに思いますけど、今回、県単位化されて、県のほうでも給付の伸びとか、医療費も適正化計画をつくっていったりしようという中で、それぞれの自治体ごとの病気の傾向っていうんですかね、そういうもつかんでいく必要があると思うんですけども、今回、県単位化になったことで、そういった分析を県のほうでやってくれるものなんではないでしょうか。

○伴委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 今、ご質問いただきました医療費の関係、分析ということですけども、これからですね、先ほどおっしゃいました医療費の適正化という観点からも、保険料に直結してくるのは大きいですので、そういった分析については、国保連合会、国保支援事務センターというのがいま新しく立ち上がりましたので、そちらのほうで各市町村の医療費の疾病の状況がどういうふうに動いているのかっていうのを分析するというようなことも、これから取り組んでいくということで聞いておりますので、すぐにはちょっと始まらないようですけども、そういった状況で今、医療費の分析というようなことも始まっているという状況です。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 傾向がつかめればですね、それに対する対策っていうのも打っていけると思いますので、やっぱり医療給付費をできるだけ抑制していけるような形での対策が必要だというふうに思いますので、そこはまた県と連携していただいでですね、お願いしておきたいと思います。

あとですね、滞納分の徴収については、斑鳩町の独自の財源できるよっていうふうに、この統一前でしたかね、はおっしゃってたというふうに思うんですけど、そこの取り扱いっていうの変わってないんじゃないでしょうかね。

○伴委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 現在のところ、今おっしゃっていただいでるとおり、変わっておりません。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。あと、そしたら、成果報告書の218ページですね。いつも短期保険証発行については確認させていただいてるんですけども、平成29年度から30年度にかけてですね、この6か月の短期保険証の発行が減ってますけども、3か月、より短期のほうの発行が増えている状況なんですけども、これはどういったことなんでしょうか。

○伴委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 短期証につきましては、なかなか納付がいかない方についてお願いし、来ていただく中で交渉させていただく中で、6か月、もしくは3か月を基本に、いわゆるその方の納付できる状況というのを確認する中で出していくんですけども、なかなか約束していただいても守っていただけない方が結構多くなってるっていう中で、より交渉する機会を保つために短い3か月の期間を設定させてもらって、出していくということに少し厳しくさせていただいてますので、そういったことで、29年度よりも30年度が若干件数的には増えているというような状況でございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 接触の機会を増やすということで、この納付件数を見ますと、確かに3か月の発行のほうは25件から109件ということで、納付件数はふえてますけど、これはカウントの仕方としてですね、例えば3か月交付の方やったら、3か月ごとに来ていただいているから、1回ずつ、年間やったら4回、例えば全部来ていただいたとしたら、そういうカウントの仕方になるんでしょうか。

○伴委員長 すぐに答えられますか。猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 ちょっと、ここにあげさせてもらっています納付件数というのは、回数という意味ではなくて、何期分払ってもらったかという期別の件数をあげていると、例えば1期分をあげてるのが納付件数1件、3期であれば3件というカウントっていう、その積み上げで一応ここに記載させていただいてます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、人数ではカウント、今はわからないですか。わかれば教えてほしいんですけど、わかんなかったら別にいいですけども。

○伴委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 人数としては前の交付者数が。納付した件数、何人っていうことですね。今手持ちの資料ございませんので、人数はわからないんですけど、50件交付している中の方について、109回分を納めていただいているということです。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 課長、ちょっと対応を厳しくしてますって言いましたけども、厳しくすることで納付相談の件数が増えるのかどうかね、期数としたら増えてますけども、実際に人数が減ってたらあんまり意味ないことですから、そこのところの対応ですね。実際に3か月しか保険証ないと、それ切れたら、次に相談に来られなかったら、なかなか手元に保険証が届かなくて、実際に大きなけがしたり、病気になったときに、いざ医者に行こうと思ったら保険証がないという状況をつくりかねないですから、それは国や県のほうから厳しく対応しなさいって言うふうに言われてるんでしょうけども。

○伴委員長 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 ちょっと今、その言葉の中の「厳しく」というのはちょっと誤解を招いたらあきませんので、その「厳しく」というのは、取り立てを厳しくじゃなしに、接触機会を多く持つこと自体が、町としてはある程度、毅然として対応しているということでご理解いただきたいと思います。「厳しく」というのは、その辺の言葉のニュアンスのとり方だけを、言っていることとちょっと違いますので、より多く接触させていただいて、丁寧に説明をさせていただく中でご納付をいただくということで対応させていただきますので、そういう理解でお願いしたいと思います。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 これ、例えば3か月の方で納付相談に来ていただいて、この1年間先まで納付しますよとなった場合には、1年分の保険証を発行するっていう形になるんでしょうか、そうか、納付約束が1年分とれても3か月しか発行しないのか、そこの対応はどういうふうにしてはるんですか。

○伴委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 ケース・バイ・ケースはもちろんあるんですけども、3か月、もちろん今まで未納、約束を何回もさせてもらっても実際納付していただけなかったというような方については、例えば3か月经てば、また3か月後に来てください、そしてまた相談させていただいて、もちろんその時点でなかなか納付が難しいということであっても、何かしらの、保険証を出さないというのはもちろんございませのんで、こうやって繰り返しやっていく中で、ある程度納めていただけるというのがわかれば、もちろん1年交付ということもありますし、3月までが期限ですので、その期限までの分を出させてもらうという場合もあります。それは対象者の方の状況に応じて、もちろん考えていきますので。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 ケース・バイ・ケースでの当然対応になるかと思えますけども、先ほど申しあげました人数については、また後ほどで結構ですので教えていただきたいと思うのと、あと、やっぱり短期保険証の発行の仕方っていうのは、どういう形がいいのかというのはやっぱりしっかり検証していく必要があると思えますので、お願いしときたいと思います。

○伴委員長 後ほど、人数のこと、お願いします。

木澤委員。

○木澤委員 もう1点だけ。これまで介護納付金分について、不足する分を半分ずつ一般会計のほうから繰り入れするという形で運営してきましたけども、県単位化になって今後ですね、まだ累積赤字を抱えている状況の中で、町としてはどういう対応をしようかというふうに考えてはるんですか。

○伴委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 まず、今年度からは、後期高齢者の支援金分についても不足するのが発生しておりますので、それについても繰り入れをしていただくという中で、毎年度、滞納繰越分が固定の財源として発生していきますので、その分について、徴収をしっかりとすることで滞納繰越分をあてていく中で、できるだけ早い時期に対処していければという形で進めている状況でございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 滞納繰越分、30年度やったら2,700万円ですね。こっから5年後に統一保険料、一応県のほうも言うてきますけども、だから、その間の調整期間が6年間のあいだに赤字は解消しなさいよというのが、基本的には県の方針だと思うんですけども、ただ、そんな短期で今2億円ある累積赤字ですね、解消していこう思っても、滞納繰越しの分だけでしんどいんじゃないかなというふうに思うんですけど、そこはどう考えてはりますか。

○伴委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 当然前段で統一される令和6年までの間に、もちろん滞納繰越分ですとか、努力をしていく、もちろん必要ですけども、その先について残ってくる分は、完全に、いわゆる一般会計で今お願いしている分を何かしらの形でまたお願いしていかなければならない状況にあるというのは、滞納繰越分がもう使えなくなってしまう状況になってしまいますので。

○伴委員長 今のは非常に大事なテーマっていいですか、そういうような、最後の質問ですね。できるだけ方針を決めていただいて、その方向で、公平性とその辺をしながら、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

奥村委員。

○奥村委員 226ページの特定健康診査の実施のところですけども、平成29年度33.2%、受診率ですね。30年度は受診率34.9%ということで、少しではありますけども、上がってきていると思うんです。斑鳩町はほんとにこの特定健康診査って、いわゆる予防ということに関して力を入れていただいて、先日も生き生きプラザ行かせていただいたら、特定健康診査ですかね、車もとまってまして、たくさんの方、受診にお見えになっておられましたんですけども、今のこの34.9%っていうのは、対象者数から見ましたら、これからどんどん増えていく方向にあるのか、ここらへん数値としてはいかがなんでしょうか。

○伴委員長 北健康対策課長。

○北健康対策課長 ただいまのご質問にありました、この特定健診の受診率なんですけれども、この健診を受診率の向上ということで、病院で受けていただく健診ですとか、あと保健センターで実施しております集団健診を2つの形で実施しております、なるべく受診率が上げていけるようにということで実施していきたいと考えております。

その受診率の向上ということで、保健センターで実施したときには、ほかの大腸がんや、ほかの前立腺がん検診とかの同時で実施していただけるようなメリットをつけながら、受診の勧奨をしたりですとか、あと未受診の勧奨ということで、30年度からは2回、未受診者の勧奨ということでも取り組みながら、できるだけ多くの方に受けていただけるような形でやっていきたいと思っております。

○伴委員長 奥村委員。

○奥村委員 お昼間働いておられる方でありましたりとか、そういう方はなかなかこの受診が受けにくいと思うんですけども、そういうことに対しましては、どのような工夫というか、これからしていこうとか、お考えでしょうか。

○伴委員長 北健康対策課長。

○北健康対策課長 今おっしゃっていただいたように、働いていらっしゃる方っていうの受け方っていうことで、30年度につきましては、集団健診のほうも土曜日の実施ということでも取り組みながら、また、町内の医療機関の先生方にもこの健診の受診率を

上げていきたいということで、先生のほうからもまた声をかけていただく中で、こういう健診を勧めていただいたりということで、医療機関の先生方とも協力しながらやっていっております。

○伴委員長 奥村委員。

○奥村委員 これからこの予防ということがいづれにしましても大変大事なことから思っております。しっかりと今まで取り組んでいただいておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○伴委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 ないようでしたら、これをもって、国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

次に、認定第4号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。

加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 それでは、認定第4号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読をさせていただきます。

認定第4号

平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和元年9月2日 提出

斑鳩町長 中西 和夫

失礼して、着席でご説明をさせていただきます。

初めに、平成30年度歳入歳出決算書の26ページをごらんいただきたいと思います。
平成30年度介護保険事業特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算は、歳入総額が24億525万5,380円、歳出総額が23億1,210万2,824円、歳入歳出差引額は9,315万2,556円の黒字となっております。

次に、平成30年度歳入歳出決算書の32ページをご覧いただきたいと思います。

平成30年度介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)でございます。歳入歳

出決算は、歳入総額が894万9,078円、歳出総額673万7,565円、歳入歳出差引額は221万1,513円の黒字となっております。

それでは、保険事業勘定の決算の状況について、歳出の部から各款ごとにご説明を申し上げます。主要な施策の成果報告書の232ページをお願いいたします。

232ページから234ページの第1款 総務費でございます。はじめに232ページの第1項 総務管理費でございます。介護保険事務に携わる職員の人件費及び事務の執行に要する費用について支出を行っております。次に、本ページから233ページの第2項 徴収費でございます。介護保険料の賦課徴収事務に要する費用について支出を行っております。平成30年度の介護保険料の状況でございます。現年度保険料の調定額5億2,971万4,550円に対しまして、収入済額は5億2,875万9,410円で、収納率は99.6%で、前年度比0.2ポイントの増となっております。次に、233ページ、滞納繰越分の状況でございます。調定額658万6,390円に対しまして、収入済額は113万1,790円で、収納率は17.2%、前年度比6.1ポイントの増となっております。次に、第3項 介護認定審査会費では、介護認定審査会を設置しています王寺周辺広域休日応急診療施設組合に対する負担金や認定調査、主治医意見書の作成などに要する費用につきまして支出を行っております。次に、234ページの第4項 趣旨普及費では、介護保険制度の啓発パンフレットの作成を行っております。次に第5項 介護保険運営協議会費では、第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の進捗管理等について審議をするため、運営協議会の開催を2回行っております。次に第6項 地域包括支援センター運営協議会費では、地域包括支援センターの適切な運営等について審議を行うため、運営協議会を2回開催をしております。

次に、235ページから237ページの第2款 介護給付費でございます。第7期介護保険事業計画における平成30年度の標準給付費20億7,849万4,251円に対する介護給付費の執行割合は96.4%となっております。はじめに、第1項 介護サービス等諸費でございます。要介護認定を受けた被保険者の居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、居宅介護サービス計画の作成、福祉用具の購入、住宅改修などに係る給付費について支出を行っております。前年度と比較をいたしまして、件数で3,314件、給付費で1億3,503万930円の増となっております。次に、第2項 介護予防サービス等諸費でございます。要支援認定を受けた被保険者の居宅支援サービス、居宅支援サービス計画の作成、福祉用具購入、住宅改修等に係る給付費について支出を行っております。前年度と比較をいたしまして、件数で1,512件、給付

費で2, 218万9, 925円の減となっております。次に、236ページの第3項
その他諸費では、介護報酬の請求に係る審査事務の手数料について支出を行っております。
次に、第4項 高額サービス等費では、高額介護サービス及び高額介護予防サービスに要する費用について支出を行っております。同一月に利用した介護サービスの自己負担額が一定額を超えた場合等に、その給付を行うものでございます。次に、第5項
高額医療合算サービス等費では、高額医療合算サービスに要する費用について支出を行っております。介護保険の限度額と国民健康保険や後期高齢者医療などの医療保険の自己負担額を合算し、その負担限度額の超過額のうち、介護保険に係る負担分について給付を行うものでございます。次に、237ページの第6項 特定入所者介護サービス等費では、低所得者の要介護認定者等が、施設サービスや短期入所サービスを利用した場合に、食費や居住費に係る自己負担額が一定額を超えた場合、その超過額について給付を行うものでございます。

次に、第3款 基金積立金では、介護保険給付費準備基金への積立金について、平成29年度決算における黒字収支分及び当該基金の運用益を合算して1億1, 329万2千円の積み立てを行っております。また、第7期介護保険事業計画のとおり、6千万円の基金の取崩しを行ったことから、平成30年度末の基金現在高は2億9, 109万1千円となっております。

次に、238ページから246ページの第4款 地域支援事業費でございます。

はじめに、第1項 介護予防・生活支援サービス事業費でございます。介護予防・生活支援サービス事業に要する費用について支出を行っております。第1目 介護予防・生活支援サービス事業費では、前年度と比較をいたしまして、件数で1, 208件、給付額で2, 200万3千円の増となっております。

第2目 介護予防ケアマネジメント費では、前年度と比較をいたしまして、件数で766件、給付額で266万円の増となっております。次に、239ページから240ページの第2項 一般介護予防事業費でございます。全ての高齢者を対象といたしました運動器機能向上教室・口腔機能向上教室・認知症予防教室等を実施をいたしました。また、地域における住民主体の介護予防の取り組みを強化するため、人材育成や活動支援を行っております。

次に、240ページから245ページまでの第3項 包括的支援事業・任意事業費でございます。第1目 包括的支援事業費では、地域包括支援センターの運営に要する費用について支出を行っております。包括的・継続的ケアマネジメントでは、日常的個別

指導・相談支援困難事例等への指導・助言や地域におけるケアマネジメントのネットワーク構築等を行っております。次に、241ページから243ページの第2目 任意事業費では、介護給付費等費用の適正化、家族介護教室や家族介護用品の支給、配食サービス、緊急通報装置の設置などの介護保険事業で実施する福祉サービスに要する費用について支出を行っております。次に、243ページの第3目 在宅医療・介護連携推進事業費では、地域包括ケアシステム構築のための在宅医療・介護連携推進事業会議を開催するとともに、在宅医療・介護連携に関する理解を深めるための講演会を開催しております。次に、244ページの第4目 認知症総合支援事業費では、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、認知症初期集中支援チーム検討委員会を開催するとともに、認知症の人などに早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し業務を行っております。第5目 介護予防ケアマネジメント事業費では、要支援や要介護のおそれの高い人が、自立して生活できるように支援を行いました。第6目 総合相談事業費では、総合相談事業を実施し、相談件数は786件で、前年度と比較をいたしまして22件の増となっております。次に、245ページ、第7目 権利擁護事業費では、高齢者の権利擁護のための必要な援助を行うとともに、権利擁護について理解を深めるための講演会の開催を行っております。第8目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、多職種協働による個別事例の検討を行い、地域のネットワークの構築、ケアマネジメントの支援、地域課題の把握などを行いました。第9目 生活支援体制整備事業費では、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域における高齢者等の生活実態に合わせ、住まい、医療、介護、予防及び生活支援の体制を整備するため、ワーキングチーム会議及び生活支援体制推進協議会の開催を行っております。

次に、246ページ、第4項 その他諸費では、介護予防・生活支援サービス事業の請求に係る審査事務の手数料について支出を行っております。

次に、第5款 諸支出金であります。平成29年度以前の第1号被保険者の保険料の還付、国・県の支出金等の超過交付の返還金について支出を行っております。

次に、第6款 予備費でございます。平成30年度での充用はございませんでした。

続いて、歳入決算の状況についてご説明を申し上げます。230ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表といたしまして、歳入決算の内訳を記載をさせていただいております。この表の決算額については千円単位で表記しておりますので、よろしくお願いをいたします。はじめに1行目、第1款 保険料の決算額、5億2,989万1,200円でございます。前年度と比較をいたしまして1,729万3,760円のマイ

ナス、3.2ポイントの減となっております。2行目の第2款 使用料及び手数料の決算額は1万5,050円となっております。保険料に係る督促手数料でございます。3行目の第3款 国庫支出金の決算額は4億7,512万6,097円となっております。前年度と比較をいたしまして2,808万1,049円、6.3ポイントの増となっております。4行目、第4款 支払基金交付金の決算額でございます。5億5,676万1,237円となっております。前年度と比較をいたしまして1,301万2,231円、2.4ポイントの増となっております。5行目の第5款 県支出金の決算額3億1,332万703円となっております。前年度と比較をいたしまして1,732万4,393円、5.9ポイントの増となっております。6行目、第6款 財産収入の決算額は1万7,703円、7行目、第7款 寄附金は、平成30年度の寄附金の受入れはございませんでした。次に、8行目、第8款 繰入金の決算額は3億9,938万3,143円となっております。一般会計及び介護保険給付費準備基金からの繰入れとなっております。介護保険事業の運営に必要な人件費を含む事務経費と介護給付費等に係る町負担などの法定の繰入金を一般会計から繰り入れたものでございます。また、第7期介護保険事業計画どおり、介護保険給付費準備基金から6千万円を取崩しを行っております。9行目、第9款 繰越金の決算額は1億3,045万651円となっております。平成29年度の決算余剰金でございます。10行目、第10款 諸収入の決算額は28万9,596円となっております。保険料の延滞金や介護予防ケアマネジメント費の受入れとなっております。

続きまして、平成30年度介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）の決算についてご説明を申し上げます。はじめに、歳出の部から説明をさせていただきます。主要な施策の成果報告書の249ページをごらんいただきたいと思います。第1款 総務費、第1項 総務管理費でございます。介護サービス事業における内部事務に要する費用などについて支出を行っております。次に、第2款 サービス事業費、第1項 居宅サービス事業費では、介護予防サービス計画の作成に伴う臨時職員の人件費やその委託に要する費用などについて支出を行っております。次に、第3款 予備費では、平成30年度では、予備費の充用はございませんでした。続いて、歳入の部でございます。248ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表といたしまして、歳入決算の内訳を記載させていただいております。こちらについても、千円単位での表記となっております。はじめに、1行目の第1款 サービス収入の決算額は728万9,045円となっております。地域包括支援センターで作成いたします介護予防サービス計画に対する

収入となっております。次に、第2款 繰越金の決算額は166万33円となっております。平成29年度の決算余剰金について受け入れを行ったものでございます。次の第3款 諸収入では、収入はございませんでした。

以上で、認定第4号 平成30年度 斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしく審査を賜りまして、原案どおり認定いただきますようお願いを申し上げます。

○伴委員長 説明が終わりましたので、介護保険事業特別会計について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 すみません、ちょっと混乱しているので確認したいんですけど、平成30年度は第7期の計画の1年目ということですか。

○伴委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 その通りでございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 すみません。235ページのところの給付費のところなんですけども、介護保険は3年を1期として計画立てて、だからこの30年度が第7期の1年目と。第6期のときにですね、給付費と保険料のバランスが大きすぎてですね、要は集めすぎたということで、かなりの金額が基金に残って、結局第7期に向けてその基金取り崩して保険料を下げるという対応をされましたけども、そもそも第6期のときにですね、そうした保険料と給付のバランスが大きく狂ったその要因についてもちょっと再確認しておきたいなというふうに思うんですけども。

○伴委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 介護保険のまず基金といいますのは、財源が保険料なわけですけども、その保険料が第6期3年間の間でですね、想定よりも多く使用することがなくて、第7期にそれが繰り越してきているという形になります。その保険料を財源として支払いますのは保険給付でございます。この保険給付、この3年間で第6期の事業計画に立てていた給付100%を執行すれば、保険料も当然それに見合う保険料を徴収、基本的には計算しておりますので、なくなるということで、という仕組みでございましたけれども、それが執行率が計画よりも低かった、少し低かったためにその余剰分として第7期に繰り越してきたということでございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 第6期でそういう状態になって、それもその反省も踏まえたうえで7期の計画立てていただいていると思いますけども、この1年目の給付としてはこれは見込み通りだというふうに考えてよろしいでしょうか。

○伴委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 この30年度決算におきまして、先ほど部長からの説明文の中にもありましたけれども、歳入歳出の給付の差額、約9千何万かあったと思います。そのうち、国、県、支払基金等の償還金等もございますので、実質的な黒字額といたしましては8,500万円程度ございます。この金額につきましては、この平成30年度の介護給付費につきましては、事業計画の96.4%、これも説明、先ほどあったと思いますけれども、96.4%ということで計画よりも3.6ポイント少ないということで保険料が余っております。それと、第7期介護保険事業計画区間の平成30年度は先ほど委員もおっしゃいましたように、1年目でございますので、基本的には毎年給付は上がっていきますので、この中間年、この令和元年度の保険給付に合わせた保険料徴収をしておりますので、1年目は保険料が余る形になってきます。それで約、通常であっても5千万ぐらいは余ってくるだろうと、プラスその96.4%の分を足してですね、余剰分が8,500万程度出てきた、これは96.4%というところの想定の前金だったと考えております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、237ページのほうに基金残高掲載されてますけども、年度末で2億9,100万円という基金についてはこれも計画通りだというふうに見ておいてよろしいですか。

○伴委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 この30年度末の基金残高でございますけれども、この積立て額1億1,300万というのは、これは第6期の分の前金繰り越してきてる分でございます。基本的には第7期を立てる段階において、給付が確定しておりませんので、この1億1千万円はあるかないかはっきりわからない状態で計画を立てざるを得ませんので、この1億1,300万は当時想定していたよりも多く保険料が余剰となったということでございます。そこからこの第7期3年間で2億400万程度取り崩して今年度の保険料、事業計画を考えておりますので、このまま1年目は96.4%でしたけれども、これが100%、100%とあと2年間いくとなると、当初のこの積み立て分だけは余ってくるという、計算上なります。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました、そしたら計画通りいったとしても、基金としては最終的に1億円ぐらいは残ってくるということで見えておいたらいいんですね。

○伴委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 それは仮定といたしまして、給付が事業計画通り令和元年度、2年度いったとして、ということになります。

○伴委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 これをもって、介護保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

次に、認定第5号 平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。

加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 それでは、認定第5号 平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、説明を申し上げます。

はじめに、議案書の朗読をさせていただきます。

認定第5号

平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和元年9月2日 提出

斑鳩町長 中西 和夫

平成30年度歳入歳出決算書の38ページをごらんください。

以降、着席をさせていただきます。

平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が4億3,950万2,215円、歳出総額が4億3,381万65円、歳入歳出差引額は569万2,150円の黒字となっております。なお、この出納整理期間中に収納のありました保険料等については、令和元年度会計に繰り越したうえ、奈良県後期高齢者医療広域連合に納付することとしております。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部から各款ごとに説明をさせていただきます。主要な施策の成果報告書、253ページをお願いいたします。253ページから

254ページの第1款 総務費でございます。はじめに、第1項 総務管理費でございます。後期高齢者医療の資格管理事務の執行などに要する費用を支出をいたしております。後期高齢者医療の被保険者数は4,367人であり、総人口に占める割合は15.4%となっております。次に、第2項 徴収費でございます。被保険者に対して、広域連合長名で保険料額決定通知書を、また町長名で保険料納付通知書を交付するとともに、保険料の収納管理を行っており、その費用について支出を行っております。平成30年度の保険料の状況につきましては、現年度分では、調定額3億5,420万9,700円に対し、収入済額は3億5,433万5,200円で、収納率は99.8%、前年度と比較をいたしまして0.1ポイントの増となっております。

次に、滞納繰越分では、調定額253万1,450円に対して、収入済額は、100万6,500円で、収納率は39.8%、前年度と比較をいたしまして8.2ポイントの増となっております。

次に、254ページ、不納欠損処分の状況でございますが、処分件数が9件、金額で49万1,150円となっております。

次に、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。広域連合事務費負担金、町が徴収いたしました保険料及び保険基盤安定負担金を広域連合に納付をしております。次に、255ページ、第3款 諸支出金でございます。軽減認定や死亡などによって、過納付となった保険料を還付したものでございます。次に、第4款 予備費は、平成30年度の充用はございませんでした。

続いて、歳入の部についてご説明を申し上げます。251ページにお戻りをお願いをいたします。第2表といたしまして、その内訳を記載をさせていただいております。こちらのほうも千円単位となっております。はじめに、1行目の第1款 後期高齢者医療保険料の決算額でございます。3億5,534万1,700円でございます。前年度と比較をいたしまして、2,198万3,000円、6.6%の増となっております。次に2行目、第2款 使用料及び手数料は、決算額が1万2,200円となっております。督促手数料でございます。次に3行目の第3款 寄附金でございますが、こちらについてはございませんでした。次の4行目、第4款 繰入金では、決算額が8,130万4,065円となっております。後期高齢者医療制度の運営に必要となる町及び広域連合の事務経費を一般会計から繰り入れを行ったものでございます。また、保険料の所得に応じた均等割軽減分及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の軽減分を補うために必要となる県、町の負担分を一般会計から繰り入れたものでございます。次に、5行目、

第5款 繰越金でございますが、決算額は68万9,650円となっております。平成29年度会計における出納整理期間中に収納いたしました保険料等を繰り越したものでございます。次に、6行目、第6款 諸収入では、決算額は215万4,600円となっております。保険料の延滞金のほか、保険料償還に伴う広域連合からの還付金が主なものとなっております。

以上で、認定第5号 平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明とさせていただきます。よろしく審査を賜りまして、原案通り認定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○伴委員長 説明が終わりましたので、後期高齢者医療特別会計について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 この後期高齢者医療制度についてはですね、県下の全市町村が管理をする広域連合で運営されてて、斑鳩町は保険料徴収等の事務を行っているだけということで、そもそも権限自体がないんですけども、これまで資格証については広域連合として把握をしないという方針できてますけども、これについては変更はないですか。

○伴委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 おっしゃっていただいているとおりで、変わったことはございません。

○伴委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 これをもって、後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終結いたします。

以上で、住民生活部所管に係る決算についての審査を終わります。

理事者入れ替えのため、10時30分まで休憩いたします。

(午前 9時57分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○伴委員長 再開いたします。

それでは、都市建設部所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。

植村都市建設部長。

○植村都市建設部長 それでは、第2款 総務費のうち、都市建設部が所管する事業について説明いたします。失礼して着席で説明いたします。

主要な施策の成果報告書の70ページをお願いしたいと思います。第8目 交通安全対策費でございます。交通安全週間や各種イベントにおける啓発・普及活動をはじめ、幼児・児童に対して交通安全教室を開催いたしました。また、交通安全協会西和支部協会斑鳩町分会に対し支援を行いました。また、道路反射鏡及び路面表示や標識、防護柵などの交通安全施設の整備及び補修を行い、交通事故の未然防止に努めるとともに、高齢者運転免許自主返納の支援を行い、高齢者に起因する交通事故の抑制にも努めてきたところでございます。

以上、第2款 総務費のうち都市建設部が所管いたします決算の概要でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○伴委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について質疑をお受けいたします。木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の71ページの高齢者運転免許証自主返納の支援ですけれども、この間何回か質問させてもらってききましたけれども、これ見ますと、平成29年度から30年度にかけては件数が増えてますけれども、返納の傾向っていうんですかね、は、どういうふうに見てはるのかっていうのと、あとまた町としてはI C O C Aカードの交付ということでやってますけど、対策についてどういうふう考えてるのかお尋ねしたいと思います。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 運転免許証自主返納の数につきましては、平成28年度に制度が始まり、78件の返納、29年度は55件、30年度は82件の返納の申請を受けております。平成29年度につきましては、制度の2年目なので、減少したものと考えられます。30年度においては、高齢者の事故が多く報道されたことも考え、増加しているものだと考えております。今年度に入っても高齢者による事故の報道が多くあり、昨年度に比べ返納数も多く、現時点で、8月末の時点で昨年度を上回る55件の申請を受けている状況でございます。そして返納後のサービスといたしましては、町でI C O C Aカード5千円分の交付を行っておりますが、これ以外にも奈良県タクシー協会の料金割引適用車ステッカーを貼っているタクシーにおいて、運転経歴証明書を提示すれば1割引、奈良交通株式会社では、奈良交通エヌシーバス全路線1乗車につき半額などずっと使えるサービスも提供されております。その他、奈良交通では、奈良交通ゴールドクラブ定期券6か月分を2回にわたり無料配布も行っております。その他、飲食施設入場券など、割引サービスを多くの店舗で民間の店舗で実施されておりますことから、当町で

の自主返納に関するサービスの上乗せ等は現時点では考えておりません。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 傾向としてはやっぱり高齢者の事故も増えていることから返納しはる人多いと思うんですけども、これまでも返納したはいいけども、交通手段がなくなって生活しづらくなるというところについて、やっぱりもうちょっと何か考えてほしいという声は町民の皆さんからも多くありまして、これまで一般質問はさせていただいてきましたけど、課長おっしゃったように、必ずしも町が何かをやるっていうんじゃなくくても、やっぱり交通手段としてできるような割引がですね、そういう制度もありますんで、民間業者さんとか、警察、県、国とも連携しながらですね、そういうサービスを活用していただけるようにしていくっていうことは大事だと思うんです。

今、課長おっしゃっていただいた、1割引等の情報っていうのはきちっと周知はしていただいているんでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 この運転免許自主返納で警察で返納した際に、それらサービスの一覧表っていうのを警察の方で配布しております。そちらの情報に奈良交通、タクシー会社、民間等の細かいサービス等がすべて載っておりますので、それは返納受けた方は把握していただいているものと考えております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 そういうふうに返納された人にはきちっとパンフレットで渡すっていうようにしてもらっているんでしょうけど、やっぱり返納してくださいよということ呼びかける意味でもですね、広くやっぱり町民の皆さんにですね、返納してもそういうサービスが使えますよっていうのを周知していただくほうがいいかなというふうに思いますんで、それはお願いできますか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 そういったサービスも含めまして今後、広報の掲載等検討してまいりたいと、考えていきたいと思えます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたらお願いしておきます。終わります。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 71ページですね、上から2つ目でございますけども、交通安全施設の整備というところなんです。この前も滋賀県でですね、園児が亡くなるような事故がありまし

たですけども、その辺に対してですね、特に国道とかですね、危ないようなところ、町道もあるかもわかりませんが、そういうところに対して町としてなんか考えていることはございますでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 町内の道路施設につきましては、普段からの道路パトロール等実施しております。また、自治会さんからのご要望等によりまして、交通安全施設等の設置につとめているところでございます。そして、園児等のそういった事故の影響につきましては、通学路安全点検を教育委員会等々と連携しながら、危険箇所についての交通安全施設の整備に努めているところでございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 1点ですね、国道25号線の竜田大橋の橋の西側ですけども、王寺方面から来まして、竜田大橋の西側をちょっと左の方にカーブになってますけども、そのところがですね、数年に1回ぐらい大きなトラックがですね、突っ込みまして、橋げたをですね、橋げたっていうか欄干をですね、壊すような事故がありますけども、あの辺なんかですね、国道ですから町がどうのこうのっていうことではないかと思えますけども、あそこに立ってますと、やっぱり王寺方面からくる車がですね、スピードを出してきますと、ひやっとするとかですね、怖いなというふうな思いが時々ありますので、その辺のところも国の方にですね、要望していただきまして、改善できるように、住民が安心して道路を渡れるように、信号待ちできるようにしていただけたらありがたいと思いますけれども、町のお考えを教えてください。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 現在、委員ご質問の竜田大橋西側の奈良行き車線では、橋の西側で道路が大きくカーブしております。その注意喚起といたしまして、現在は点滅灯やカーブがわかる矢印の反射板、大きなデリネーターなどが道路に設置されており、カーブがわかるように誘導しているような状況でございます。しかし、歩行者を守るという意味での議員のご要望につきましては、管轄が国道で国になりますことから、ガードレールの設置等につきましては、町の方からも国へ要望してまいりたいと考えております。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 よろしくお願ひします。

○伴委員長 他にございませんか。

溝部委員。

○溝部委員 70ページの真ん中のところの交通安全対策の推進とあるんですけども、これ、通学時間に通学路で取り締りとか警察でされていることはあると思うんですけども、斑鳩町から警察にお願いして取り締まっている数といたしますか、何回ぐらいお願いしてはる感じですか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 町の方から具体的に朝の通勤時間中等々含めまして警察に対して取り締まりを行っていただく旨の要望はしておりません。それで警察に依頼させていただきますのは、立哨ですね、よく警察官に立っていただいたり、交通の危険のないように立哨していただくということに対しましては、警察に対してご要望、依頼とかしたことはございます。具体的には最近では龍田通りで小学校の通学時間帯に車の通行量が多い、や、スピードを出すということで住民さんからご要望をいただきまして、猫坂付近に警察官の立哨を依頼したことがございます。また、小吉田の交差点で規制が大きく変更になった時に、しばらくの間警察に立哨をお願いしたという件もございまして、あくまで危険防止のための立哨ということで、取り締まりを依頼するということは現在のところございません。

○伴委員長 溝部委員。

○溝部委員 取り締まりを依頼するという、今はお考えとかはないということですか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 地域からの声等々で特にスピードがすごい出すとか、違反者が多い等々の話をご要望としていただきましたら、その旨警察にはお伝えさせていただくことはあるかと思えます。

○伴委員長 溝部委員。

○溝部委員 やっぱり通学時間帯とかでかなりスピードを出している車とかたぶんいると思いますので、また警察も忙しいとは思いますが、また何かあったら要望お願いいたします。

○伴委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第5款 農林水産業費について、説明を求めます。

植村都市建設部長。

○植村都市建設部長 それでは、第5款、農林水産業費について、説明をいたします。失

礼して着席で説明をいたします。

主要な施策の成果報告書の147ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第1目 農業委員会費でございます。農業委員会を開催いたしまして、農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律の規定に基づき、農地転用や農地の権利移動などの案件を審議し処理を行ってまいりました。その他、遊休農地の解消対策として、遊休農地の状況を把握する遊休農地の利用状況調査及び利用意向調査を実施し、貸し付け希望農地等の農地につきましては、担い手への情報提供を行いながら、遊休農地の解消に努めてまいりました。

次に、第2目 農業総務費でございますが、これは主として職員の人件費に係るものでございます。

148ページでございます。第3目 農業振興費でございます。斑鳩町内で農業振興、農業の活性化のために活動されている農業関係団体に対して支援を行ったものでございます。また、農業をはじめとする町内産業の従事者と住民との交流の場を提供し、町内産業への理解と認識を深めていただくことを目的として、斑鳩町産業まつり2018を開催いたしましたものでございます。

次に149ページです。第4目 土地改良事業費でございます。農道整備を高安地区で実施いたしました。また、水利組合等の団体が実施する水門・農道等の農業用施設の改良・維持修繕に関する整備に対して支援を行ってまいりました。震災対策農業水利施設の整備といたしまして、慶花池・毛無池において堤体の安全性を確認するための耐震性調査を実施いたしました。また、桜池においては、ため池耐震工事を実施するため事業計画書を作成したものでございます。

次に150ページ、第5目 生産調整推進対策費でございます。国の補助事業であります経営所得安定対策事業への加入を促進しながら、農家の方々へ生産調整の達成に向けた協力依頼を行い、町単独の転作助成金の交付を行ったものでございます。

次に151ページ、第6目 有害鳥獣駆除対策事業費でございます。農作物への被害をもたらす有害鳥獣を駆除するために、地元猟友会に委託し、カラス・イノシシ・アライグマなどの駆除に努めてまいりました。またイノシシ対策につきましては、罠・捕獲檻による捕獲に努めながら耕作者が自ら行う被害防止対策事業として、農作物の被害を受ける農地を対象に電気柵等の設置費用の一部を補助してまいりました。

次に、第7目 地域農政推進対策事業費でございます。農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現することを目的に、青年の新規就農者を増加す

るため、国の事業であります新規就農総合支援事業を活用し当町においても1名の新規就農者に対して給付金を支出したものでございます。

次に152ページ、第8目 遊休農地解消総合対策事業費でございます。農業委員会において遊休農地解消に向けた取り組みを実施いたしました。また、従来から栽培しております菜の花・黒米・ジャガイモ・サツマイモ栽培を実証試験展示圃で行いました。また、「農」や「食」への理解を深めていただくため、農作物の栽培サポーター事業を実施したものでございます。

次に、第9目 環境保全活動等支援事業費でございます。農業者の高齢化等により、農地や農業用水路・農道などの地域資源の保全管理が困難となってきております。このことから新たに活動組織を立ち上げ、地域が一丸となって施設の保全を行っていくという活動を稲葉車瀬地区・岡本地区・高安地区・斑鳩溜池地区の活動組織に対する助成金を交付したものでございます。また、環境に優しい農業に取り組む環境保全型農業として、稲葉車瀬地区の梨部会の梨栽培において、化学肥料、化学合成農薬を従来から3割から5割低減した取り組みに対して助成金を交付したものでございます。

次に、第2項の林業費でございます。153ページをお願いいたします。まず第1目の林業振興費でございますが、これにつきましては各種林業関係協会等への負担金を支出したものでございます。次に、第2目 地域で育む里山づくり事業費でございます。荒廃した里山林の整備を森林所有者の協力を得まして、ボランティア団体により除伐や下草刈りなどを実施しながら整備後の里山のイベント活動等に対して助成をいたしたものでございます。

以上、第5款 農林水産業費の決算の概要でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○伴委員長 説明が終わりましたので、第5款 農林水産業費について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の147ページの貸農園の推進なんですけども、今、これまでです、阿波と稲葉のほうでやっていただいて、入園率100%ということになってるんですけども、これまでにもです、これ以外の地域で農地してはらへんというところと、できるだけ自分の近所で身近で借りたいっていう、そういう人たちがいろいろ点在してると思うんですけども、そういう人たちのマッチングができるように町として取り組みしてほしいということをお願いしてきたと思うんですけども、この点については、町は

どういうふうを考えてはるのでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 貸農園の実態からちょっと説明させていただきますと、町の貸農園は、阿波と稲葉に合計99区画あります。入園者との契約は毎年の更新となっており、空きが出た段階で、毎年、町広報で募集を行っております。そして、近年、募集の数に対して応募が少ないという状況が続いております。募集しても応募が少ない理由といたしましては、斑鳩町の各地域で農地所有者の高齢化が進み、農地を管理できない方などが個人的に近所の農家の方に農地をお貸ししている実態も聞いているところがございます。こういったことから、これ以上、行政による貸農園を開設しても応募が望めない状況であると考えておりますことから、新たに農園を開設せず、現在の状況を維持していくという考え方でございます。しかし、農園を希望する方が自宅付近で農園を探しているという話も聞くことがございます。こういったことから、今後は、先ほど申しました、個人的に貸農園をされている方の実態を調査し、その入園の条件、または空きの状態等を確認しながら、空きがあればそちらの農園へ紹介できるようなシステムづくりを今後検討してまいりたいと考えております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 そのシステムづくりはこちらも要望してきたことなので進めていただきたいと思うんですけど、課長、今おっしゃっていただいた中で、応募が減ってきているというふうにおっしゃいましたけど、この決算資料で入園率100%になってますけども、応募が少ないっていうのはどういう状況なんですか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 応募の実態といたしましては、今年度、平成31年3月の募集を行いましたところ、7区画の空きの募集を行いました。これに対して、合計5名の方の応募があったところがございます。30年度におきましても、5区画の空きに対して3名の応募でした。そして29年度におきましては、7区画の空きに対して4名の応募で、全てにおいて定員割れしているような状況でございます。そして、町といたしましても、空きがそのまま管理していくっていうのもあれですね、現在の入園者がもう1区画借りたいっていうような方の声をうちとしてもお聞きしてますんで、空きが出た段階でそういった方にお声がけして、重複しての入園になりますものの、そういった形で空きを埋めているという状況でございます。

○伴委員長 木澤委員。

- 木澤委員 そしたら、その応募の段階では基本1名1区画ということで応募していたけども、空きがあったんで複数区画使っていただいているってということですか。
- 伴委員長 手塚建設農林課長。
- 手塚建設農林課長 はい、そのとおりでございます。
- 伴委員長 木澤委員。
- 木澤委員 そしたら、次にですね、148ページのほうの農業の振興のところ、農業用で不要となったマルチなどのビニールを処理する費用の一部を廃プラスチック協議会で補助したと書いてあるんですけども、これがちょっとよくわからなかったので教えてもらえますか。
- 伴委員長 手塚建設農林課長。
- 手塚建設農林課長 農業用使用済プラスチック協議会というものがございまして、この協議会を奈良県農協が事務局となり、西和管内の市町村、共済組合、奈良県を構成員として協議会を設立しております。この協議会において、農業者が農業用で出たビニールごみを適正に処理していくという協議会でございます。本来、農業で出たビニール類は農家が産業廃棄物業者と処理の契約を行い処理すべきものでありますが、農業者にかわり、この協議会で産業廃棄物業者と契約を行い、適正に処理を行っているというものでございます。処理の流れにつきましては、毎年秋にコンテナを設置し、農家の方を対象に、農業で出たビニールを有料で処理するというものでございます。
- 伴委員長 木澤委員。
- 木澤委員 この農業の振興で47万9千円計上されていますけど、その協議会の補助ってというのはいくらぐらいしたんですか。
- 伴委員長 手塚建設農林課長。
- 手塚建設農林課長 処理費用に対して9万8千円を上限として、約処理費用の3分の1を助成し、残りの3分の2が農家さん負担になりますんで、3分の1を補助し、農家さんの負担軽減に努めているところでございます。
- 伴委員長 木澤委員。
- 木澤委員 割合わかりましたけど、この全額が補助金だということで理解していいですかね。
- 伴委員長 手塚建設農林課長。
- 手塚建設農林課長 このうち9万8千円が補助金でございます。
- 伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。そしたら、次に150ページのところの生産調整推進対策の推進のところ、水稲作付目標数量と超過率102%になってますけども、これまでも取り組んできているものですけども、目標を超過してこういうふうに調整していただいていることについて、これは町としては、考え方、もともと目的ですね、これの。町として、この対応っていうのをどういうふうに考えてはるんでしょうかね。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 生産調整につきましては、従来、国から県、県から町へ、生産数量目標配分を行い、これらを守らなければならないというものでございました。そして、平成25年に農林水産省により、平成30年産をめどに、行政による生産数量目標配分に頼らず、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や出荷団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、米政策改革が打ち出されたところでございます。そして、昨年がその目標の年であり、昨年度から生産数量目標については強制等ではなく、参考値として農家の方へお示ししております。そして、数量を必ず今までは守らなければならないといった強制的なものではなくなり、需要に応じた米づくりという面では、皆さんが好き勝手に米をつくりますと米の価格が低くなるということも考えられますので、参考値を参考に、米の生産を行ってほしいというような形で現在進めております。そして、ちなみに米の価格につきましては、平成27年産から徐々にありますが上がっておりまして、奈良県における米の需給バランスはとれているものと考えておるところでございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、農家さんのほうが主体的に稲作しはるっていう分については別に規制をするわけじゃなくて、町としては支援していくっていう考え方でよろしいんですか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 そうですね。でも、今までどおり、生産調整が全く必要ないというわけではございません。やはり無視しますと米の価格がやはり下がってくると思いますんで、参考値を出しながら、それになるべく遵守していただくような形で事業を進めてまいりたいと考えております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。そしたら、次に、151ページのところですけども、有害鳥獣の駆除で、カラス、イノシシということで件数上げていただけてますけども、特に近

年イノシシも増えてるんですけども、それ以外にアライグマだとか、ジャンボタニシだとか、有害鳥獣駆除の対象になっているものとなっていないものもあると思うんですけど、ただ、どちらも対策としては必要なのかなというふうに思いますけど、その辺の対応について、町はどのようなふうに考えてるんでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 有害鳥獣の駆除に関しまして、その種類といたしましては、現在、対象種として駆除を行っている有害鳥獣は、イノシシ、アライグマ、カラス、ドバト、ムクドリ、スズメ類、ヒヨドリ、キジバト等でございます。そして、イノシシにつきましては、檻、罠で捕獲に努めているところでございます。その他の鳥類につきましては、銃器による駆除を行っているところでございます。また、今年に入り、王寺町でヌートリアの駆除を行ったということではありますが、当町におきましても、現時点でヌートリアの被害はないものの、すぐに対応できるよう、駆除の対象種にヌートリアを入れているところでございます。

そして、ジャンボタニシということがありましたが、ジャンボタニシにつきましては、鳥獣ではございませんので有害鳥獣に指定はしておりません。しかし、農業水利団体である耕地協会において、ジャンボタニシ対策として、冬場の耕起で冬眠しているジャンボタニシを、田んぼを耕起し、寒さにさらけ出し駆除する方法や、春先の田んぼに水を入れる時期に卵が水路にピンクの卵がよく付着してるんですけども、そういった卵をすり潰していくという活動を行いながら被害軽減に努めるよう、耕地協会の会員さん皆様にそういった対策を呼びかけているところでございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 どんどんいろんなものが増えていってるなというのと、今はもう対象になってないものでも対策は進めていただいているということですけど、これ有害鳥獣ですよっていうのと、そういうのを見かけたときにどういう対応をしたらいいのかっていうんですかね、住宅地の中でもアライグマが出たり、ヌートリアっていうの、僕ちょっとどんなものかわかんないですけども、住民の皆さんが遭遇したときに危険なものもありますんで、その扱いについても周知が必要かなというふうに思うんですけども、その辺はどのようなふうに考えていますか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 基本的には、これらの有害鳥獣につきましては、先ほどもイノシシで言いましたけども、檻とか罠で捕獲しているものでございます。これらは全て免許が

必要になるものでございますので、住民さん自らその有害鳥獣をどうこうしていただくってことは大変危険です、見かけても触れない、近寄らないというのが大前提でございます。その中でアライグマ等は最近斑鳩町でも大分繁殖はしているんで珍しくはないんですけども、農作物、家の屋根裏に入ったりするとか悪さはしますんで、その駆除につきましては、町のほうにご相談いただけたら檻を持っていきまして捕獲のほうをさせていただいておりますんで、駆除してほしいというご要望があれば、町のほうに情報提供のほうにいただきたいと思っております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 もう数年前になりますかね。うちのすぐ向かいの家の裏のところでアライグマ同士がけんかして血だらけになっているっていう話をしてはって、こんなところにもおるんやっていうふうに思いましたけど、やっぱり遭遇してもどないしたらいいかわからへんっていう分がありましたんで、だから、有害鳥獣の対象になっているものについては、見かけたりしたらどういう対応をしてくださっていうのを周知、住民の皆さんにさせていただきたいと思っておりますんで、よろしく願いしておきます。

続いて、151ページの下のところですね。新規就農総合支援の補助金を出してましかも、これは毎年毎年、期間はちょっとずれたりもしますけども、新規営農の方の支援をしていただいて、やっぱり担い手づくりにつながるということで、だいぶ力入れてやっていただいているというふうに思うんです。これ、この制度が始まってから、今まで何人の方がこの制度を活用して取り組みされているのかということと、あと、これ期限区切られてますんで、その補助の期限が終わった後もですね、定着して農家やっていたのかどうか、定着率も教えていただけますか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 こちらの新規就農支援事業につきましては、平成24年からの事業でございます。平成24年、25年で1名の新規就農者、26年から29年までで1名の就農者、28年から令和元年までで1名の就農者で、合計3名の新規就農者がおられます。そして、3名さん皆様におかれましては、現在も農業を一生懸命頑張っておられまして、離農されたというような方はおられず、定着率は100%でございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 なかなか農業の担い手がないということで、農家の皆さんも苦勞してはると思うんですけども、これまでに、この制度を評価はさせていただいてきましたけども、今聞かせてもうてもきちっと定着もしていただいているということで、今後も引き続き

ですね、斑鳩町で使える枠っていうのが限られてるんでしょうけども。そしたらできるだけ多くの方に利用していただけるように、町のほうからもまた呼びかけのほうをしていただきたいと思います。

そしたら、続きまして、153ページのナラ枯れ被害の防除なんですけども、平成30年度は実績なしなんですよね。以前からこの補助金自体がですね、県から出ているもので、2分の1補助ということでこの制度を運用してこられていると思うんですけど、2分の1は土地の持ち主さんが負担しなければいけないということで、なかなか制度自体使ってもらえないということで、もう県に対して100%補助じゃないとなかなか使ってもらえないよということで、町のほうからも声上げてほしいということのをこれまでもお願いしてきたんですけども、それ、今はどういうふうになっているんでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 基本的には、委員もおっしゃいます私有林、個人の土地の財産でございまして、それに対して県のほうでは上限2分の1の補助でありまして、それ以上の補助は現在のところ考えないということで回答を得ているところでございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 このナラ枯れの被害自体はものすごい勢いで広がってるなっていう認識なんですけども、現在の状況は、どんなふうになっているんでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 ナラ枯れ被害につきましては、このナラ枯れといいますのは、カシノナガキクイムシという虫が媒介するナラ菌により、ナラ類の葉が赤くなって枯死するというものでございます。ナラ枯れは全国的には平成27年から増加が見られ、奈良県においても平成27年度には被害量が3万4千立方メートルの被害量がございました。28年度には17万9千立方メートル、29年度では18万6千立方メートルと被害量が徐々にですが増えており、平成28年度に急激に増加したところでございます。県内の傾向といたしましては、当初は県北西部の生駒山系、矢田山系を中心に被害が生じておりましたが、現在は年々南下の傾向があり、平成30年度では吉野町などの中南和地域での被害がだんだん確認されているという状況でございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、やっぱりすごい広がってるっていう認識でいいんですね。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 広がるといいますか、先ほども言いましたように、28年から

9年にかけてはすごい増加してるんですけど、28年から29年については、累計でいいますと約8千立米ほどの増加ですんで、北西部につきましては、28年度に急激に増えたものの、それを頭打ちにちょっとずつ増えているような状況でございます。ですんで、そういった線虫がずっと北西部に存在し、被害をどんだんどんだん広げている状況ではなく、そういった虫がだんだん南下してるという状況でございますので、28年度に爆発的に被害量が増えましたが、その後は被害量としては、年々はそんなに大きくない状況でございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 この制度自体の使い勝手が悪いというのもあるんですけど、とりあえずやっぱり早いうちに手を打たないと、とんでもないことになってしまうんじゃないかなというふうに思いますんで、だから県は2分の1以上引き上げないというんだったら、やっぱり制度を使ってもらえるように何か工夫をせんとあかんと思いますんで、これ町の制度ではありませんのでね、県にも働きかけていただくしかないんですけども、だから、その傾向と対策についても、また県としても、どういうふうに考えているのかということも確認していただいて、県と連携してですね、被害を防ぐように。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 ナラ枯れ被害につきましては、県の補助の趣旨といたしましては、予防と駆除というのが基本的な考えでございます。予防につきましては、健全な木ですね、それにそういったカシノナガキクイムシが入ってこれないような防除を行うとか、駆除につきましては、実際枯れた木にその線虫が入ってます。その線虫がふ化してほかの健全な木へ移っていき、ほかの木を枯らしていくということでございますので、枯れた木について、いち早く薫蒸等を行って、木の中にその虫を閉じ込める、ふ化させないといったような駆除方法でございます。こういった予防と駆除を基本的に行うという補助金でございまして、やはりナラ枯れが見られましたら、そのナラ枯れにそういった予防と駆除を行いながら、蔓延しないということを目指してますんで、そういった意味でこの補助金の趣旨を理解して、その蔓延を自分の私有林でしないといけないという森林所有者さんの意識が希薄化されてるものではないかと思えます。また昔のように、電気とかガスが今普及してますんで、山に入り、里山で薪をとるとかそういったこともなくなってますんで、自分の山自身がどういうふうになっているか、それでほかの山に対して、そういった飛散によって迷惑かけなく、自分のところでどうにかしなければならぬといった意識がちょっとないことから、この補助が余り使われない要因のひとつか

など考えておりますが、枯れた木が隣接地に影響を及ぼすとか、道路に影響及ぼしますとか、そういった部分でも使える補助金でもありますので、そういった部分については積極的に周知はしてまいりたいと考えております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 道路に面している分だとか、例えば公園の付近の木なんかもやっぱり枯れて落ちてきているという状況もありますので、住民の皆さんに被害が出ないような形で、所有者の方にも啓発をお願いしておきます。

○伴委員長 ほかに。

齋藤委員。

○齋藤委員 149ページの上から1番目の2つ目、いかるが溜池の環境整備、ここに1,600万ほど使われてまして、これは多分ここに書いてますように、池の護岸等の整備だと思いますけども、せっかくのお金ですので、使われるお金ですので、これを有効に活用していただけるように、対策等あったら教えてもらいたいと思います。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 ただいま委員のご質問にあります、いかるが溜池の環境整備につきましては、農業用ため池につきましては農村の混住化の進展により、集落施設の管理機能の低下や水質の悪化等を招いており、ため池の多面的機能の維持保全が求められている状況でございます。農業用ため池の有する水辺空間を活用し、地域住民ニーズに即し、住民が利用できる拠点整備を図るものでございます。今回の工事については、そういったものを図るものでございます。具体的には、周辺道路の整備、ベンチの整備、照明、トイレ、浸水ブロックなどでの整備を実施しているところでございまして、こちらの事業につきましては奈良県の事業主体で実施していただいております、町としてその事業費の25%分を負担金として支払っているものでございます。

今年度にこのため池整備につきましては完成いたしますことから、今後、住民の方々へ広く周知し、そういった水辺空間の環境に住民の方も、そういった空間に来ていただくよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。せっかくの水辺空間ですので、住民の憩いの場所になるように、ぜひPRのことをよろしくお願ひしたいと思ひます。

もうひとつ、先ほどの木澤委員の話の中で、153番のナラ枯れの被害のところなんですけども、白石畑の道路のところですね、ナラ枯れしている木が結構ありますので、

道路に落ちて、風なんか吹いていると枝が落ちて、通行人にちょっと不便というか、事故が起こらなければいいかなというふうなところもありますんで、その辺のところも、所有者は多分住民なんでしょうけども、補助金が半分しか出ないので伐採しないとかいうふうなのがあるかもわかりませんが、それよりも通行する人に、けがしないように、もちろん所有者と話しながら、事故が起こらないような対策をお願いしたいというふうに思います。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 道路沿いの枯れたナラ枯れ等につきましては、今農業関係でのご質問ですが、道路管理としてもやはり危険と感ずる場合につきましては、所有者さんに直接指導しております。その指導の際に、こういったナラ枯れの補助金等ございますことから、それを活用して、何とか伐倒等の実施をしていただきたいということで指導を行っているところでございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 よろしく申し上げます。

○伴委員長 奥村委員。

○奥村委員 149ページの、先ほど質問されておられました、溜池、水辺の保全活動と、そのからまた農道という観点から関連質問でさせていただきたいと思うんですけども、先日も課のほうに農家の方のご要望をお伝えさせていただいたんですけども、こういう大きな溜池は今ほんとに一生懸命きれいにしているんですけども、農業等に活用される中小のそういう溜池、また、池に関しての整備ですけども、これに関しては方向性としてどのようにお考えでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 基本的に溜池につきましては、斑鳩町の溜池、大小合わせて、ちょっと正確な数はあれですけど、60個ぐらいあったと思いますけども、その中で公共で所有しているのは下司田池だけで、それ以外は全て水利組合さんか土地改良区さんで所有している溜池でございます。そういった溜池につきましては、当然農業用水を使っておりますんで、その使用者が溜池の管理を行うというのが本来でございます。その中で、今整備という話がありましたが、溜池が老朽化して、堤体等が危険な状態である場合につきましては、町のほうで国・県の補助を活用しながら整備の促進をしているところございます。そして、通常の草刈り、草などが繁茂している状態での維持管理につきましては、やはり小さい水利組合さん、小さい溜池であったとしても、その溜池で水を

配分している以上、その管理者で適正に管理していただくのが本来の姿であると考えております。

○伴委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 これをもって、第5款 農林水産業費に対する質疑を終結いたします。

次に、第7款 土木費について、説明を求めます。

植村都市建設部長。

○植村都市建設部長 それでは、第7款 土木費について説明をさせていただきます。失礼して着席で説明をいたします。

主要な施策の成果報告書の160ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費でございますが、これは主として職員の人件費でございます。

次に、第2項 道路橋りょう費でございます。まず、第1目 道路維持費では、町道などを安全かつ快適に利用していただくために舗装の補修や路肩整備、路肩の草刈および未登記道路の整理を行ったものでございます。次に161ページ、第2目 道路新設改良費でございます。町道437号線の日安堤防道路などの道路改良事業を実施したものでございます。次に、第3目 橋りょう維持費でございます。橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、16橋の橋りょうを定期点検を行いました。16橋の点検結果につきましては、構造物の機能に支障が生じていないという結果でございます。

続きまして、第3項 河川費でございます。まず162ページ、第1目の河川総務費でございます。この目の主な内容は、毎年春に実施されている自治会内水路清掃に伴う発生土砂等の処理を行ったものでございます。また、自治会が自発的に行われる水路改修や水路浚渫事業に対して、その経費の一部を支援いたしました。また、貯留施設の維持管理として、神南調整池浚渫工事を行ったものでございます。第2目の治水対策費につきましては、流域貯留浸透施設の整備に関するものでございますが、予算の執行はございませんでした。

次に163ページ、第4項 都市計画費でございます。まず、都市計画総務費でございます。はじめに、いかるがパークウェイの整備促進についてでございます。国の直轄事業であります、いかるがパークウェイの円滑な事業の実施、整備促進に向けまして、事業促進に係る予算確保のため、国土交通省をはじめ関係機関に対し積極的に働きかけを行うとともに、関係機関等の協議・調整及び地元対応を行ってまいりました。次に、

バリアフリー基本構想の策定では、だれもが安全、快適に移動できる総合的なバリアフリーの整ったまちづくりを進めるため、平成29年度までに斑鳩町バリアフリー基本構想を策定し、平成30年度では、具体的な整備計画となる斑鳩町バリアフリー基本構想特定事業計画を策定いたしました。次に、既存木造住宅耐震診断および既存木造住宅耐震改修につきましては、引き続き支援事業を実施したものでございます。次に、旅館及び遊技場建築審査会の運営では、民間企業による法隆寺1丁目地内の旅館建築等同意申請に伴い、旅館及び遊技場建築審査会を開催したものでございます。次に、都市計画マスタープランの策定では、都市計画法第18条の2の規定に基づく本町の都市計画に関する基本的な方針として、次期都市計画マスタープランの策定をすすめるため、まちづくりアンケート調査等を実施したものでございます。

次に164ページ、第2目 下水道費でございますが、下水道事業会計への繰出金として支出をいたしましたものでございます。

次に、165ページ、第3目 都市下水路費でございますが、都市下水路5路線の浚渫工事を行い、その適正な維持管理に努めてまいったものでございます。

次に、第4目 公園費でございます。公園等に設置されている遊具等による事故を未然に防止するため、職員による定期的な点検パトロールを実施するとともに、専門業者による公園施設の安全点検と保守点検業務を毎年度実施し、公園の適正な維持管理に努めてまいっております。また、平成30年度は、公園内のブロック塀の点検を実施し、この結果に基づきブロック塀の改修を実施したものでございます。

次に、第5目 都市計画審議会費でございます。斑鳩町都市計画審議会を1回開催したことによる委員報酬を執行したものです。開催した会議では、斑鳩町バリアフリー基本構想 特定事業計画案についてご報告申しあげたところでございます。

次に166ページでございます。第6目 開発指導調整費でございます。都市計画法等関係諸法令及び斑鳩町開発指導要綱に基づき、より良好なまちづくりの推進に努めているところでございます。また、屋外広告物許可申請にかかる事務処理のほか、違反広告物の除却を行い、良好な景観の形成に努めてまいったところでございます。

次に、第7目 景観保全対策事業費でございます。景観形成作物の普及では、三塔及び藤ノ木古墳周辺の地域におきまして、地域の農地所有者の協力を得ることにより景観形成作物のコスモスの栽培を行ったところでございます。167ページに移りますが、景観計画の推進では、景観法、景観計画、景観条例に基づく届出の事前相談、届出書類の審査や指導を行いました。次に、町並み景観形成の推進では、斑鳩町歴史的風致維持

向上計画に搭載した事業を推進するため、歴史的な町並みの景観形成に資する民間の修景施設の整備費に対して支援を行ったものでございます。次に、花と緑のまちづくりの推進では、小学校の入学記念樹といたしまして町の花サザンカの苗木を、また産業まつりではパンジー、ビオラの苗をそれぞれ配布したものでございます。

次に、第8目 法隆寺線整備事業費でございます。都市計画道路法隆寺線の整備に要する経費でありまして、国道25号への接続のため、交差点部分の工事を実施し、平成31年3月28日に交差点付近の供用を開始いたしましたところでございます。

次に168ページ、第5項 住宅費でございます。第1目 住宅管理費では、給湯器の修繕や水洗器具の交換など41か所の補修・修繕を行い、町営住宅の適正な維持管理に努めてまいったところでございます。

以上、第7款 土木費の決算の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申しあげます。

○伴委員長 説明が終わりましたので、第7款 土木費について質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 施策の成果報告書の161ページですけども、道路の新設改良ということで5,100何十万かあげていただけてますけど、予算見ますと1億3千万弱ほど組んでますけども、この執行状況というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 こちらの道路新設改良に対しましては、稲葉車瀬1丁目の町道501号線や斑鳩東小学校と興留新池の間にあります町道301号線において、用地のご協力が得られなかったということで、執行のほうが少ないというのが主な原因でございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 今後の見通しとしてはどうなんでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 501につきましては進めていくのには大変厳しい状況でございます。301につきましても継続して、ちょっと安易にできるできないというはなかなか申しあげにくいところがございますが継続して交渉してまいりたいと考えてます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。生活道路等については、やっぱり整備を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

そうしましたら、次に、162ページの、河川の美化の促進なんですけども、いつも思うんですけども、三代川の駅から南に、新家の方に向かっていくところに農業用の風船ダムがあると思うんですけども、あれも担当課のほうに聞くと、雨が降るとおりるシステムになっているよというふうに説明はしてもらったんですけど、降りてんの見たことないんですよ。そっから上流に行くと水がたまっているところに、やれもう自転車が捨ててあったりだとか、すごい汚いので、やっぱり風船ダムを降ろして、水位下げて、きれいに掃除するっていうことが必要かなと思うんですけど、担当のほうで状況確認していただいたらお聞かせいただきたいんですけども。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 今、委員がおっしゃいましたように、風船ダムにつきましては、水が風船ダムの天端をある程度越しますと自動的に転倒するというシステムになっております。こちらのほうにつきましては、先月、8月は特に雨が多かったと記憶してますが、地元水利組合に確認しますと、回数までははっきりあれだったんですけども、数回自動的に転倒して、その後、また上げて、倒れて、上げての繰り返しで、数回転倒したということは確認しております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 それを上げるのも自動で上がるんでしょうか。上げるのは手動なんですか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 小屋がございまして、小屋のほうで電源を入れて空気を入れる施設がございまして。それであの風船を膨らませて、ダムを立てるといような構造でございまして。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 出水期なんかは水貯めとかなないとあれなんで、なかなかおろした状態にしとくっていうのは難しいのかもしれませんが、だから、それ以外の時期にですね、掃除はやっぱりしてもらおうということで、あそこ県の管理になりますんで、きちっと県のほうと話してですね、掃除してもらえるような体制をね、町のほうでいろいろとっていただきたいなと思うんですけど、それはいかがでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 この三代川、今の風船ダム周辺につきましては、毎年の河川美化キャンペーン等々で、特に県も来ていただいて、川の中までいろいろ掃除をしていただいている状況ではございますが、先ほどおっしゃってた自転車の不法投棄とか、そういっ

たものが目立つということでございましたら、当然、管理者の土木のほうに伝えていきたいと考えております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 斑鳩町は観光のまちということで、いろいろ、周遊型、散策型で町内全体を見てもらおうという取り組みもしている一方ですね、ここに来たらすごい臭くて汚かったよとかいう話もありますんで、やっぱりまちの発展ということも含めてですね、美化の推進は進めていただきたいと思いますんで、よろしく願いしておきます。

それとですね、一般質問のほうでも出てたんですけども、この三代川の改修ですね、やっぱり大もと、そこがなかなか進まないとそれ以外のところに手つけられないっていうものもありますんで、その三代川の改修についてもこの河川のところでですね、ちょっと今の状況がどうなって、今後の見通しがどうなんだということもお尋ねしておきたいと思うんです。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 三代川改修の進捗についてのご質問でございます。一級河川三代川の改修計画につきましては、奈良県を事業主体として、昭和46年に全体計画が認可され、大和川合流部分から整備に着手しております。昭和63年にはイツボ川合流点まで整備が完了しており、その後、阿波3丁目の新家井堰までの整備が完了している状況でございます。しかし、計画路線の最終地点となります阿波1丁目の東洋シール株式会社までの1,100メートルにつきましては、現在も未改修の状況にございますが、長年交渉が難航しておりました地権者の方におきましては、今年度の3月末に現在まで数回お会いすることができ、用地交渉が進み出したところでございます。現在、建物調査を行いながら、交渉に必要な調査を実施しているところでございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 交渉できているということで、こないだの雨でもですね、踏切から北側の部分でじゃばじゃばじゃばじゃば溢れていましたんで、住民の皆さん、一刻も早い改修を望んでいると思いますんで、そちらについてもまた力入れて進めていただきますように、よろしく願います。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、164ページのところでですけども、空き家の管理等ですね、こちらについては、ここの部のほうでいいんですね、老朽空き家の解体の支援となっておりますけども、この管理のほうで、町として危険だなと認識しているような空き家の把握

ってというのはどういうふうにされているのでしょうか。

○伴委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 空き家の管理のご質問でございますけれども、基本的に空き家の情報というのは、通報により得ているところが多くでございます。この状況に応じましてですね、現地確認をさせていただきます、それにあわせて文書等により通知、対応の要請をしているところでございます。現地確認をする中で、直ちに倒壊をするでございますとか、不特定多数の通行に直ちに影響を及ぼすというような危険度の高いものがどれぐらいあるかというところでございますけれども、これについて、直ちに町が対応を代行してまでやるというようなことに及ぶような物件は把握しているところではございません。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 空き地については、ほかのところでは把握が80何件で、指導が69件でしたかね、という統計の数字出していただきましたけど、空き家のほうの管理については町がどれぐらいの件数把握してて、例えば文書等の送付なんかで指導したというような、全体の状況がわかる表っていうんですかね、はこの資料の中にはなかったんですけども、その把握はしておられるのでしょうか。

○伴委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 30年度の実績で申し上げますと、34件の情報につきまして、その所有者、権利関係者に対しまして文書通知を基本として対応の要請をしたところでございます。このうち23件について、何らかのリアクションをいただきまして、対応する、または対応の検討をすると、そういった解消に向けた回答をいただいたところでございます。残る事案につきましては、経過観察をしながら、必要に応じて再度の対応をしてみたいなというふうに考えているところでございます。

過去も含めまして、現在未解消の状況が続いているものとしたしましては18件というところで、引き続き経過観察をしてみたいというふうに考えているところでございます。ただし、これら物件につきまして現地確認も行っておりますが、先ほど申しあげました、直ちに倒壊や不特定多数の通行に影響を及ぼすといった状況にはないというところでご報告をいたします。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 町のほうとして、その危険な空き家の対策については、倒壊まではいかなくても、やっぱり老朽化によって周りに影響を及ぼしかねないような、空き家なんかもあ

ると思いますんで、持ち主の方に適正な指導を行っていただきたいのと、あと、統計については、やっぱり決算でわかるような形で、また次年度以降数字入れていただきたいなと思いますんで、これもあわせて要望しておきます。

○伴委員長 坂口議長。

○坂口議長 パークウェイのことなんですけど、一応30年度末にはできるというふうに聞いてて、2か月ほど遅れるというふうな回答をいただいてたんですけど、最近ちょこちょこと工事はやってるみたいなんですけど、状況のほうをお願いします。

○伴委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 建設水道常任委員会におきましてもご報告を申しあげたところでございますが、三室交差点付近の工事及び本線部分の接続について、インフラ事業者との関係機関の協議が改めて必要だというところで、工事スケジュールに変更が生じたというところでございます。これにつきまして、奈良国道ではそれ以降、警察との交差点形状、信号現示、交通処理の協議ですね、こういったところ、それとインフラ事業者との協議を継続的に進めていただいているところでございます。現地でも一部地下埋設管でございませうとか、先行できる工程から、協議に支障しない先行できる工程から順次工事は今現在も進められているところでございます。

ただし、今現在のところ、具体的に工事の計画、供用の時期、こちらの状況をお示しただけの状況ではございませんでして、町といたしましても、できるだけ早期に急いでいただくというようなことをお願いいたしますとともに、情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○伴委員長 坂口議長。

○坂口議長 事情はわかるんですけど、できるだけ、地元住民としては早く開通させてほしいという要望が結構ありますので、引き続き交渉していただきますようお願いしておきます。

○伴委員長 よろしいですか。

私のほうから。先ほどの空き家の対策ですけど、委員会でも私のほうからも、幾度となく、私の近隣で相当ひどい、タヌキがいてるんか、蛇がいてるんかという状況で、ブロック塀も非常に危ない。もう弓なりになって、なおかつ継ぎ目は開いてしまっている。そして、あんまり危ないんで、行政のほうで外していただいた場所もある。それでどう考えても、危険を感じないと、ちょっとそういうような今、話、私はそうには思えない。あれ、相当ひどい状態やと。やっぱり環境面でも非常に近隣に影響も出てるやろし、ま

た、そば歩くだけでも気持ち悪い。子どもたちもそこを登下校等、またいろいろな形でお年寄りも歩いて、塀も危ないし、その家になると塀もいくような感じもある。もうどこか多分わかっておられる。いろんな面で、町全体の問題、建設だけの問題とか、そうではなく、ほんとに税の問題、固定資産税の軽減とか、そのあたりはほんまにどうやんねやろなと思う物件。ただ非常に、もともと住んでおられた方がおられないどころか、権利関係が非常にややこしなっているということも説明は受けてますけど、ちょっとほっとけないようなそういうやつもありますんで、やはり人命にかかわるやつは、これは最優先してほしいということだけちょっと申し添えておきます。もう答弁要りませんので、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 これをもって、第7款 土木費に対する質疑を終結いたします。

13時まで休憩いたします。

(午前 11時40分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○伴委員長 再開いたします。

次に、議案第57号 平成30年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、また、認定第6号 平成30年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての2議案につきましては、関連する議案ですので、一括議題とし審査いたします。

理事者の説明を求めます。

植村都市建設部長。

○植村都市建設部長 議案第57号 平成30年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、及び、認定第6号 平成30年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第57号

平成30年度 斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

標記について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年9月2日 提出

斑鳩町長 中西 和夫

次に、認定第6号でございます。

認定第6号

平成30年度 斑鳩町水道事業会計決算の認定について

標記について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和元年9月2日 提出

斑鳩町長 中西 和夫

それでは、失礼して着席して説明をさせていただきます。平成30年度斑鳩町水道事業会計決算書に沿いまして説明をいたしました後に、平成30年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明を行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、斑鳩町水道事業会計決算書の2ページから5ページをお願いしたいと思います。まず、決算報告書(1)収益的収入及び支出についてでございます。収入についてでございますが、第1款 水道事業収益は、最終予算額7億6,885万5千円に対しまして、決算額7億6,909万9,664円、差し引き24万4,664円の増となっております。その内訳でございますが、第1項 営業収益で、予算額6億8,429万円に対しまして、決算額6億8,422万8,395円、差し引き6万1,605円の減。第2項 営業外収益では、予算額8,456万4千円に対しまして、決算額8,487万1,269円、差し引き30万7,269円の増。第3項 特別利益では、予算額1千円に対しまして、決算額はゼロでございます。

次に支出でございます。第1款 水道事業費用は、最終予算額7億5,010万2千円に対し、決算額7億41万8,050円、不用額が4,968万3,950円でございます。内訳でございますが、第1項 営業費用で、予算額7億456万9千円に対しまして、決算額6億6,577万269円、不用額3,879万8,731円でございます。不用額の主なものは県水受水費でございます。第2項 営業外費用では、予算額3,543万3千円に対し、決算額3,464万95円で、不用額79万2,905円となっております。また、第3項 特別損失では、予算額10万円に対しまして、決算額7,686円で、不用額9万2,314円、第4項の予備費につきましても、執行はございませんでした。

次に4ページから5ページをお願いいたします。(2)資本的収入及び支出でございます。まず収入でございますが、第1款 資本的収入では、最終予算額1億8,606万円に対し、決算額1億3,020万2,160円で5,585万7,840円の減で

ございます。決算の内訳は、第1項 企業債で6千万円、第2項 工事負担金で7,020万2,160円でございます。次に支出でございます。第1款 資本的支出では、最終予算額3億3,441万8千円に対し、決算額が2億7,690万4千円で、不用額は5,751万4千円でございます。決算額の内訳は、第1項 建設改良費で2億742万8,893円、第2項 企業債償還金で6,947万5,107円でございます。表の欄外にありますように、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1億4,670万1,840円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,014万5,904円と、過年度分損益勘定留保資金1億3,655万5,936円で補てんをしたところでございます。

次に6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。1. 営業収益は6億3,404万2,110円、2. 営業費用は6億3,639万4,535円で、差し引き235万2,425円の営業損失でございます。次に、3. 営業外収益では、8,481万8,676円、4. 営業外費用は2,400万9,740円、差し引き6,080万8,936円となっております。経常利益として5,845万6,511円となるものでございます。従いまして、当年度純利益も同額となりまして、その結果、前年度繰越利益剰余金1億3,490万3,642円から、当年度未処分利益剰余金は1億9,336万153円となったものでございます。

次に7ページの剰余金計算書でございます。まず、資本金及び資本剰余金は前年度と同額でございます。利益剰余金につきましては、5,845万6,511円を加えました、一番下の段の右から2番目の数字でございますが、3億8,706万153円となり、その右隣、資本合計が21億7,681万9,084円となっているところでございます。

次に8ページでございます。平成30年度斑鳩町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。当年度未残高として、資本金16億7,327万7,638円、資本剰余金1億1,648万1,293円、未処分利益剰余金は1億9,336万153円となっております。未処分利益剰余金では5,840万円を減債積立金とし、残余の1億3,496万153円を、翌年度繰越利益剰余金と考えているものでございまして、後ほど議案第57号についても説明をさせていただきます。

次に、9ページでございます。平成30年度斑鳩町水道事業会計キャッシュフロー計算書でございます。Iの業務活動によるキャッシュフローでは、当期純利益、減価償却費等により2億117万9,077円となり、受取利息及び受取配当金等により1億7,

799万2,443円でございます。Ⅱの投資活動によるキャッシュフローでは、有形固定資産の取得による支出等によりまして1億4,392万5,548円のマイナス、Ⅲの財務活動によるキャッシュフローでは、建設改良企業債による収入等によりまして956万8,550円のマイナスとなりました。その結果、Ⅳの資金増加額は2,449万8,345円となり、Ⅴの資金期首残高3億4,762万6,731円から、Ⅵの資金期末残高が3億7,212万5,076円となったものでございます。

次に、10ページと11ページでございますが、これは平成31年3月31日現在の貸借対照表でございます。まず10ページの資産の部でございます。1. 固定資産では、(1)有形固定資産が53億9,188万6,709円、(2)無形固定資産が25万500円、(3)投資で130万4千円となり、固定資産合計は53億9,344万1,209円となっております。次に、2. 流動資産でございますが、(1)現金及び預金が3億7,212万5,076円、(2)未収金が1億3,221万8,640円、(3)貯蔵品が500万8,990円となり、流動資産合計は5億935万2,706円でございます。以上よりまして、資産の合計は59億279万3,915円となっております。

次に、11ページ負債の部でございます。3. 固定負債は、(1)企業債で12億4,602万7,940円、(2)特別修繕引当金が1,250万円、固定負債の合計は12億5,852万7,940円となっております。次に、4. 流動負債では、企業債、未払金等によりまして1億9,343万6,236円でございます。また、5. 繰延収益は22億7,401万655円となり、負債合計は37億2,597万4,831円でございます。

次に、資本の部でございます。6. 資本金が16億7,327万7,638円、7. 剰余金は5億354万1,446円となり、資本合計が21億7,681万9,084円となっております。よって、負債・資本合計といたしまして、59億279万3,915円でございます。

次に、12ページから13ページでございます。1の重要な会計方針に係る事項、さらに2のキャッシュフロー計算書に関する事項、3のリース契約により使用する固定資産に関する事項を記載をさせていただいているものでございます。

続きまして、水道事業報告書類についてご説明を申し上げます。16ページをお開きください。1. 概況でございます。(1)総括事項です。ア. 業務状況では、本年度の業務量は、契約件数が前年度より118件、1.1%の増加となりまして、1万1,1

8 2 件で、年間総給水量は前年度と比較して4, 2 3 3 立方メートル減の3 0 1 万7, 8 4 5 立方メートルとなっております。県水受水量は、前年度より9 9 8 立方メートル減の1 9 9 万9, 4 1 1 立方メートルとなり、有収率につきましては、9 4. 1 %と昨年度と比較して0. 4 ポイント増加をいたしております。

次に、イ. 建設改良費でございます。配水設備では、新設改良事業で工事3件、設計委託を2件、老朽管更新事業で工事1件、設計委託2件、公共下水道築造工事関連で工事5件、設計委託8件を発注し、管延長2, 4 2 3 メートルの工事を施工いたしたところでございます。また、浄水場設備では、前年度に引き続き三井浄水場のろ過池設備の修繕工事を施工いたしております。これら建設改良事業に係る事業費は、前年度より5, 4 6 6 万3, 1 2 0 円減の2 億7 0 0 万9 千円となっております。これらの詳細につきましては、1 8 ページと1 9 ページに工事別にその工事の内容、金額、工期を記載いたしております。次に、(ウ) 財政状況でございます。営業収支では、2 3 5 万2, 4 2 5 円の営業損失となり、営業収益のうち、給水収益は有収水量が前年度と比べ7, 1 3 7 立方メートル増加し、前年度と比べ2 1 7 万9, 8 0 1 円増の6 億1, 2 5 7 万5, 1 9 6 円となっております。営業費用は前年度より9 4 7 万2, 7 4 6 円減の6 億3, 6 3 9 万4, 5 3 5 円となり、主な内容といたしまして、原水及び浄水費で修繕費の減により5 7 万6, 1 1 2 円の減、配水及び給水費では人件費及び修繕費の減によりまして4 8 0 万4, 1 6 5 円の減、総係費では人件費等の減により5 9 4 万5, 7 6 4 円の減、減価償却費では3 9 7 万4, 4 4 8 円の増となっております。また、営業外収支では長期前受金戻入で8, 3 8 2 万3, 0 5 3 円と、また受取利息及び雑収入9 9 万5, 6 2 3 円から企業債の支払利息など2, 4 0 0 万9, 7 4 0 円を差し引きますと、6, 0 8 0 万8, 9 3 6 円の利益となります。その結果、当年度の純利益は5, 8 4 5 万6, 5 1 1 円でございます。

次に、資本的収支では、収入総額1 億3, 0 2 0 万2, 1 6 0 円、支出総額2 億7, 6 9 0 万4 千円、差引き1 億4, 6 7 0 万1, 8 4 0 円の支出超過となり、この支出超過額は、過年度分損益勘定留保資金と、消費税及び地方消費税資本的収支調整額により補てんをいたしたものでございます。

次に、1 7 ページでございます。(2) 議会議決事項また(3) 職員に関する事項を記載いたしております。職員配置では、平成2 9 年度末に転出及び退職が3 人、転入で2 人となり、平成3 0 年度は1 名減となっております。

それでは、2 0 ページをお開きいただきたいと思います。3. 業務でございます。

(1) 業務量に関する事項であります。まず行政区域内人口は、前年度より18人増の28,319人でございます。年度末契約件数は、前年度より118件増の1万1,182件。年間総給水量は、前年度より4,233立方メートル減の301万7,845立方メートルでございます。県水の受水量につきましては、前年度より998立方メートル減の199万9,411立方メートルとなり、年間有収水量は前年度より7,137立方メートル増の283万9,167立方メートル、有収率は前年度と比較して0.4ポイント増の94.1%となりました。また、供給単価は1立方メートル当たり消費税抜きで215円76銭、給水原価は1立方メートル当たり消費税抜きで231円77銭となっているところでございます。

次に21ページから22ページの(2)事業の収益及び費用に関する事項でございます。①水道事業収益では、前年度より55万3,786円減の7億1,886万786円、下段の②水道事業費用は、前年度より1,073万2,641円減の6億6,040万4,275円でございます。また22ページには、事業収益構成と給水原価構成を記載をいたしてございまして、これら構成比率は前年度と概ね同様となっているところでございます。

次に、23ページでございます。4. 会計でございます。(1) 固定資産の取得では、構築物として各口径別に管工事を実施してございまして、総延長2,423メートル、2億2,961万3,871円となっております。機械及び装置では、1,060万円、量水器で32万6,450円、建設仮勘定では差し引き3,272万6千円の減となり、その明細につきましては30ページ、31ページに記載をいたしてございまして。

次に、24ページでございます。(2) 重要契約の要旨では、契約額が1千万円以上の工事として9件を施工したものを記載してございまして。(3) 企業債及び一時借入金の概況につきましては、企業債の前年度末残高が13億3,062万2,642円、本年度借入高が6千万円、本年度償還高が6,947万5,107円となり、本年度末残高は13億2,114万7,535円となっております。なお、一時借入金はございません。(4) その他の会計処理に関する事項では、他会計補助金はなく、たな卸資産の購入限度額の執行は106万9,209円となっております。

次に、決算付属書類でございます。26ページから28ページには収益的収支の明細、さらに29ページには資本的収支の明細を記載してございまして。内容につきましては重複いたしますので割愛をさせていただきます。また、30ページ、31ページには、先ほど説明いたしました固定資産の明細でございます。さらに、32ページから33ページ

には、企業債の明細を記載をいたしております。

次に参考書類でございますが、36ページから38ページには各事業活動に係る推移、また39ページには未収金、未払金、預り金の一覧を記載をいたしております。40ページには損益計算書の推移、さらに41ページに貸借対照表の推移、さらに42ページから43ページには主な経営分析比率表を記載をいたしております。また、別綴じで決算資料といたしまして別途資料の1～6を添付させていただいております。

以上で、平成30年度斑鳩町水道事業会計決算の説明を終わります。

続きまして、議案第57号 平成30年度 斑鳩町水道事業会計未処分剰余金の処分について説明をいたします。

決算の際の説明と重複いたしますことをご了承いただきたいと思います。平成30年度末の水道事業会計未処分利益剰余金は1億9,336万153円となりました。そのうち5,840万円を減債積立金として処分することにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第57号 平成30年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、及び、認定第6号 平成30年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りまして、なにとぞ原案どおり議決もしくは認定いただきますようお願い申し上げます。

○伴委員長 説明が終わりましたので、水道事業会計について質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 監査委員さんもおっしゃっているように、今年度当面ですかね、の水道の事業の運営については問題のないものかなというふうに思ってますけども、やっぱりだんだん給水量が減ってきていると、それを新規加入の負担金等で賄っていたり、今年度については有収率が上がりましたんで、それでカバーしているという状況ですね。そこについては特に問題ないかなというふうには思ってますけども、追加で出していただいた資料ですね、これ、もともと県水100%での推計していただいている分と、新たに自己水を維持したものということで、出していただけてますけど、ちょっとこの資料の見方の説明してもらえますかね。

○伴委員長 上田上下水道課長。

○上田上下水道課長 財政推計につきましては、県営水道から100%取水した場合と自己水を維持し施設更新を行う場合を作成し、検討を行っている状況でございます。

違いにつきましては、資本的支出におきまして、浄水場施設更新費、自己水維持のま

ま施設更新を行う場合の財政推計表でございますけども、その場合、令和3年度から令和8年度にかけて、合計約2億1,250万円の更新費用が必要となりまして、その費用計上により収益的収支が令和5年度よりマイナスとなっており、その財源として起債額の増と補てん財源の減となるような状況になっております。

また、県営水道の100%の表にございましては、施設を廃止し、県営水道を100%とした状況でございまして、この場合につきましても令和8年になりますと、財政推計はマイナスという状況におかれております。なお、財政推計につきましても、県域一体化の検討とは別に県水道事業経営として示しているもので、県域一体化にならなくても、財政推計を必要とするという状況でございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 この間ですね、担当の建設水道常任委員会の中で、一定、県域水道一体化に向けての県の資料を用いた説明は受けたんですけれども、今回、突然県水100%ということで資料が出てきましたけども、今、課長おっしゃったのは県域水道一体化とはまた別だよということですけども、これ県水100%というのは、何で突然この資料がでてきたんですか。

○伴委員長 上田上下水道課長。

○上田上下水道課長 もともと県水の100%ということにつきましては、施設の老朽化に伴いまして、更新事業がこれから財政推計表にもありますように、令和5年度ぐらいから更新の事業が始まっていくということでございますので、それを前もって、これからの施設の更新について、または県水の受水についての検討をこれから始めたい、始めていくという状況でございましたので、ちょっと先に県水100%の表だけが先に出てしまって誠に申し訳なかったんですけども、もともと基本は施設の更新を行った場合を基本として、受水の100%と検討も選択肢のひとつであるということで、検討を今現在、これから始めている状況、今は始めている状況でございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 自己水維持の資料が出てこなかったらどうしようかなと思ってましたけども、町としては県水100%にしていくということで、そういうつもりで出してきたのはのかなと捉えたんですけども、そういうことではないということですよ。

○伴委員長 上田上下水道課長。

○上田上下水道課長 決定したわけではございません。ただ、財政推計表を見ていただいたとおり、かなり多額な費用が必要となるということですので、よく十分吟味しながら、

もしくは検討しながら担当常任委員会ともご相談しながら進めていきたいなというふう
に考えているところでございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 将来的な見通しですね、と言うのは本来担当の常任委員会で説明いただいて、
そこで検討していくべきかなとは思いますが、ちょっと今の段階で気になることにつ
いてお尋ねしておきたいと思うんですけど、これから選択していくということになる
と思うんですけど、県水100%にしたときに、もう後戻りができなくなるんじゃない
かなというふうに思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○伴委員長 上田上下水道課長。

○上田上下水道課長 当然、今持って、所有しております自己水をつくっております第一
浄水場、慈母園にのちょうど西側でございます浄水場でございます、そして、三井浄水
場、これは水道の施設にある、この2つの浄水場を今、稼働しておりますけども、稼働
の施設の更新を行いませんので、一度県水の100%を判断いたしますと、自己水をつ
くっていくという施設はもう更新しませんので、選択肢はなくなります。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 それとですね、県水についてはこの間単価下げはりましたけども、100%
に切り替えしてしまうと、県が仮に値上げするってなったら、もうどないも町としては
いじれないということになって、今はこういう推計していただけてますけど、そこはも
う財政的な負担っていうんですかね、県水が値上がりした場合の問題も発生してくるか
なと思うんですけども、そこはどういうふうに考えてますか。

○伴委員長 上田上下水道課長。

○上田上下水道課長 当然、県営水道100%にいたしますと、県営水道の単価、今13
0円でございますけども、その値段がかなり経営に影響してくる状況でございます。た
だ、ちょっと紹介させていただきますと、現在100%の市町村ということで、県内、
県営水道24市町村が使っておりますけども、11市町村、ちょっと名前を、大和高田
市、香芝市、橿原市、平群町、川西町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、
広陵町などの11市町村ではもう現に100%の選択をして100%の状況にございま
す。また、転換予定である5市町、御所市、宇陀市、三郷町、河合町、三宅町が今転換
を予定して計画を進めている状況でございます。ひとつ協議中というのが安堵町という
状況でございまして、残る7市町村でございますけども、奈良市、大和郡山市、天理市、
桜井市、生駒市、葛城市、斑鳩町と。町では斑鳩町のみという状況でございますので、

今ご心配の単価につきましては、当然もう100%水道経営、同じ状況で経営しておりますので、それも踏まえた100%の受水をしておりますので、単価の値上げについては、やはり各協議会がございますので、そういった意見を言いながら、突然そんな値上がりするというような状況ではないということを確認して検討に入っていきたいというふうに考えているところでございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 まあ、30年度の決算ですんで、また、今回、推計表しか出てませんので、またその辺の議論については担当の常任委員会ですていこうと思います。

今年度の水道の決算については特に問題ないと思っています。

○伴委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 これをもって、水道事業会計に対する質疑を終結いたします。

次に、認定第7号 平成30年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。

植村都市建設部長。

○植村都市建設部長 それでは、認定第7号 平成30年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

認定第7号

平成30年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定について

標記について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和元年9月2日 提出

斑鳩町長 中西 和夫

それでは、失礼して着席で説明をいたします。

それでは、平成30年度斑鳩町下水道事業会計決算について、ご説明申し上げます。決算書の2ページから3ページをお開きいただきたいと思います。

まず(1)収益的収入及び支出についてでございます。まず、収入でございます。第1款 下水道事業収益は、最終予算額6億9,268万2千円に対しまして、決算額6億9,922万3,375円、差し引き654万1,375円の増となっております。

内訳でございますが、第1項 営業収益では、予算額1億4,579万6千円に対しまして、決算額1億4,895万5,374円、差し引き315万9,374円の増。第2項 営業外収益では、予算額5億4,270万4千円に対しまして、決算額5億4,608万5,104円、差し引き338万1,104円の増。第3項 特別利益では、予算額418万2千円に対しまして、決算額418万2,897円、差し引き897円の増でございます。

次に、支出であります。第1款 下水道事業費用は、最終予算額6億8,833万8千円に対し、決算額6億7,943万858円、不用額890万7,142円でございます。内訳であります。第1項 営業費用では、予算額5億2,829万5千円に対しまして、決算額5億2,388万4,398円、不用額441万602円で、これは主に有形固定資産減価償却費でございます。次に、第2項 営業外費用では、予算額1億5,704万5千円に対しまして、決算額1億5,254万8,460円で、不用額449万6,540円であります。また、第3項 特別損失は、予算額299万8千円に対しまして、決算額299万8千円で不用額はございません。

次に4ページ、5ページでございます。(2) 資本的収入及び支出でございます。まず、収入であります。第1款 資本的収入は、最終予算額11億4,123万5千円に対しまして、決算額10億5,667万3,240円で、差し引き8,456万1,760円の減であります。決算額の内訳といたしまして、第1項 企業債で4億1,010万円、第2項 負担金等で2千万円、第3項 補助金で6億2,657万3,240円となっております。次に、支出であります。第1款 資本的支出は、最終予算額11億7,864万2千円に対して、決算額10億8,829万9,914円で、不用額は4,281万8,086円あります。決算額の内訳ですが、第1項 建設改良費で6億9,004万7,642円、第2項 固定資産購入費で14万5,800円、第3項 企業債償還金で3億8,825万6,472円、第4項 長期借入金償還金で985万円となっております。なお、欄外にありますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,162万6,674円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額から1,564万8,525円を、当年度分損益勘定留保資金から1,597万8,149円を補てんしているものでございます。

次に6ページの損益計算書でございます。1. 営業収益では1億3,795万4,229円、2. 営業費用は5億1,819万6,882円となり、営業損失が3億8,024万2,653円となっております。3. 営業外収益は5億3,578万8,938

円、4. 営業外費用では1億5,255万2,310円となり、経常利益は299万3,975円となっております。また、5. 特別利益では418万2,897円、6. 特別損失は299万8千円となり、当年度純利益は417万8,872円でございます。また、前年度繰越利益剰余金はないことから、当年度未処分利益剰余金は417万8,872円となるものでございます。

次に7ページの剰余金計算書でございます。資本金につきましては14億5,954万8,933円です。資本剰余金はなく、利益剰余金は417万8,872円となり、資本合計は14億6,372万7,805円となっております。

次に8ページでございます。平成30年度の斑鳩町下水道事業剰余金処分計算書でございます。未処分利益剰余金417万8,872円を、翌年度に繰り越しするものでございます。

次に9ページの平成30年度斑鳩町下水道事業会計キャッシュフロー計算書でございます。Ⅰの業務活動によるキャッシュフローでは、当期純利益等によりまして9,066万6,490円のマイナスであります。支払利息及び企業債取扱諸費により、業務活動によるキャッシュフローは2億4,318万70円のマイナスとなっております。Ⅱの投資活動によるキャッシュフローでは、有形固定資産の取得による支出等によりまして2億2,490万3,519円、Ⅲの財務活動によるキャッシュフローでは、建設改良企業債による収入等によりまして1,199万3,528円となっております。Ⅳの現金預金の増減額は628万3,023円のマイナスとなり、Ⅴの現金預金の期首残高2億7,100万4,744円でありますことから、Ⅵの現金預金の期末残高は2億6,472万1,721円となったものでございます。

次に10ページから11ページでございますが、平成31年3月31日現在の貸借対照表でございます。まず、資産の部でございます。1. 固定資産では(1)有形固定資産が164億6,327万7,751円、(2)の無形固定資産は15億1,358万6,378円となり、固定資産合計としては179億7,686万4,129円でございます。次に、2. 流動資産では(1)の現金預金が2億6,472万1,721円、(2)の未収金が4,758万8,225円、(3)の貸倒引当金が1万9,320円のマイナスとなりまして、流動資産合計は3億1,229万626円でございます。以上によりまして、資産合計は182億8,915万4,755円となっているところでございます。

次に、負債の部であります。3. の固定負債では(1)企業債が82億3,645万

4, 836円、(2)の他会計借入金が1, 970万円となり、固定負債合計は82億5, 615万4, 836円となっております。次に、4.の流動負債では、企業債等によりまして合計7億156万244円であります。また5の繰延収益は、78億6, 771万1, 870円となり、負債合計は、168億2, 542万6, 950円でございます。次に、資本の部でございますが、6.の資本金は14億5, 954万8, 933円、7.の剰余金は417万8, 872円であり、資本合計が14億6, 372万7, 805円となり、負債・資本合計といたしまして、182億8, 915万4, 755円となっております。

次に、12ページでございますが、こちらには、1 重要な会計方針に係る事項、2 キャッシュフロー計算書に関する事項、3 リース契約により使用する固定資産に関する事項等についてを記載させていただいております。重要な会計方針に係る事項の中の(3)消費税及び地方消費税の会計処理といたしましては、確定消費税額は1, 029万5, 763円のマイナスとなっているところでございます。

次に、下水道事業報告書類でございます。14ページをお開きいただきたいと思います。1.概況でございます。(1)総括事項でございますが、ア.業務状況といたしましては、本年度の業務量は、整備面積が12ヘクタール増え241ヘクタールとなり、供用人口が1万6, 667人となりました。また、接続人口は200件の申請を受け付け、累計4, 076件となり、水洗化人口1万1, 457人となりました。その結果、普及率は3.6ポイント増え、58.9%、水洗化率につきましては、接続人口数より整備人口数の増加数が多いため、0.9ポイント減の68.7%となっております。

次に、イ.建設改良費でございますが、下水道管の新設工事といたしまして、平成28年度から3か年継続事業として実施いたしました2路線を加えた計7路線の工事を発注し、うち5路線、管渠延長3, 102メートルを完了いたしました。また、下水道工事に係る舗装本復旧工事として2路線を施工いたしております。なお、16ページから17ページにかけては、建設改良工事の明細を記載いたしておりますのでよろしくお願いたします。

次に、ウ.財政状況でございます。営業収支では、3億8, 024万2, 653円の営業損失となっております。営業収益のうち、下水道料金は有収水量が前年度と比べ6万2, 587立方メートル増加し、前年度と比べ3, 877万2, 040円増の1億3, 751万4, 229円となっております。営業費用では5億1, 819万6, 882円となり、その主な内訳としまして、管渠費で496万7, 725円、総係費で3, 90

3万4,805円、流域下水道管理運営費負担金で6,114万6,734円、減価償却費で4億1,304万7,618円となっております。また営業外収支では、営業外収益で、他会計補助金や長期前受金戻入等により5億3,578万8,938円となり、営業外費用では、支払利息及び企業債取扱い諸費等で1億5,255万2,310円となりまして、差引き3億8,323万6,628円の利益となっております。その結果、当年度の純利益は417万8,872円でございます。次に、資本的収支では、収入総額が10億5,667万3,240円、支出総額10億8,829万9,914円、差引き3,162万6,674円の支出超過となり、この支出超過額は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分の損益勘定留保資金をもって補填いたしましたものでございます。

次に、15ページでございますが(2)議会議決事項、さらに(3)職員に関する事項を記載しております。職員につきましては、平成29年度末に退職者1名ございまして、1名減となっております。

次に18ページの3.の業務についてでございます。(1)業務量に関する事項でございますが、行政区域内人口は、前年度より18人増の28,319人でございます。処理区域内人口は1,008人増の1万6,667人となり、普及率が58.9%でございます。水洗化人口は559人増の1万1,457人となり、水洗化率は68.7%でございます。次に19ページの(2)事業の収益及び費用に関する事項でございます。①下水道事業収益、及び②下水道事業費用の内訳でございますが、これにつきましては、損益計算書の説明と重複いたしますので、割愛をさせていただきたいと思っております。

次に20ページ、4.会計でございます。(1)固定資産の取得でございます。構造物では、管工事で総延長3,102メートル等によりまして7億1,047万8,714円、車両運搬具で13万5千円、施設利用権では、流域下水道施設利用権により1,606万9,101円、建設仮勘定では、差し引き3,789万9,289円のマイナスとなります。その内訳につきましては、28ページから29ページに記載しておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に21ページでございます。(2)重要契約の要旨でございますが、契約額が1千万円以上の工事として6路線、設計業務委託が4路線、地下埋設物の移設補償が2路線となっております。(3)企業債及び一時借入金の概況では、企業債で、前年度末残高が86億2,615万9,039円、本年度借入高が4億1,010万円、本年度償還高が3億8,825万6,472円でありまして、本年度末残高は86億4,800万

2, 567円となっております。一時借入金でございますが、借入残高の最高額は2億3千万円で、水道企業会計からの借り入れでございます。

22ページでございますが、(4) その他の会計処理に関する事項では、他会計補助金といたしまして、収益的収入で1億5,975万9千円、資本的収入で3億5,033万5千円となり、他会計補助金等の使途の特定について記載をいたしているところでございます。

次に、決算付属書類でございます。24ページから25ページには、収益的収支の明細書を記載しております。次の26ページ、27ページにつきましては、資本的収支の明細を記載をいたしております。さらに28ページから29ページには、先ほど説明いたしました固定資産に係る明細を記載をいたしております。また30ページから37ページまでにつきましては、企業債の明細を記載したものでございます。

次に、参考書類でございますが、40ページでございます。こちらには、使用水量及び使用料金の明細及び前年度との比較を記載をいたしております。また41ページには月別の有収水量の推移、さらに42ページには未収金、未払金、預り金の明細を一覧として記載をいたしております。

最後に別綴じでございますけれども、下水道事業会計決算資料ということで資料1～資料4を添付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、認定第7号 平成30年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定についての説明といたします。よろしくご審議を賜わりまして、何とぞ原案とお認認定いただきますようお願い申し上げます。

○伴委員長 説明が終わりましたので、下水道事業会計について質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 下水道については公営企業会計になりましたけど、まだまだ独立採算には程遠いという状況の中で、町の会計の中でも一番やっぱりちょっと心配っていうんですかね、まだまだ一般会計よりも大きな負担を強いてますんで、これがこの先どうなっていくのかなっていうのが気になる所なんです。資料読んで財政の推計表出していただいておりますけども、これまでもずっと推計表出していただいておりますけども、これ例えば私、平成19年度の資料見ますと、平成30年度だと、当時の資料だと一般会計からの繰入金で6億円というふうになっているんです、今で言うと平成30年度だと5億1千万円ということで、この間財政的には推計はよくなってきているのかなとは思いますが、これがだから動向としては財政がよくなってきていると、推計として一般会

計からの負担が少なくなったりとかなっている状況っていうんですかね、ちょっと聞き方難しいですけども、どういう流れにあるのかなという点ちょっと、答えられる範囲で構いませんので、お聞かせいただけますか。

○伴委員長 上田上下水道課長。

○上田上下水道課長 下水道事業のこれからの動向、推移ということでございますけども、事業目標であります都市計画区域485ヘクタールの普及に向けて、整備を継続して現在進めているところでございますが、整備完成目標年次を令和13年度と計画目標年次として財政推計を作成しております。下水道事業につきましては、国庫補助金と起債による財源として事業を行っております、一般会計からの起債に係る元利償還については一般会計からの繰入金に頼っている状況でございますので、今後も財源の確保の課題ですね、国の補助の状況とか、財源状況の課題によって、目標完成年度が前後するということは、今後も検討していかなければならないかなと考えているところでございます。担当課といたしましては、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に向けて必要な役割と果たす事業であるということは念頭に置いておりますので、今後も効率的かつ経済的に創意工夫によって、早期完成に向けて完了するように進めていくことを考えている状況でございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、完成の目標が令和13年ということで、水洗化率なんかも見てみますと前年までは整備面積広げていって、加入していただくということで、若干減ってきているけど、当時は全部終わった後は、あとは入っていただくということで、水洗化率も上がっていく推計出していただいておりますけど、推計的に水洗化率ですね、接続率というのも70%台っていうふうに見えていってるんですかね。

○伴委員長 上田上下水道課長。

○上田上下水道課長 この財形推計におけます水洗化率の率でございますけども、これにつきましては、まず基本的には過去の実績から、供用を開始してから、1年目に繋いでいただいた割合、2年目に繋がれた割合ということをやっと集計いたしまして、その集計をもとに整備したところの件数を算出して計上しているものでございます。例えば、整備件数に対して初年度はだいたい今までの実績としまして20%位の接続、1年目、2年目につきましては10%、3年目5%、4年目3%というような状況でございますので、それで計上している状況でございます。また、70%前後を推移しているのは、整備完了した分母にあたります完了件数が多くなっておりますので、接続件数は伸びて

おりますけども、パーセンテージ、数字としてはその前後を、低くならないようにということにはなっている状況でございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 ピンポイントに、ここがどうなるのかということを聞いても、推計なんであまりわからなでいですし、とにかくやっぱり整備を進めていただいて加入を促進していくということ以外ないと思いますんで、これについてはまた動向も注意させていただきますけども、力入れて整備に向けて頑張ってくださいと思います。

○伴委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 これをもって、下水道事業会計に対する質疑を終結いたします。

以上で、都市建設部所管に係る決算審査を終わります。

理事者入れ替えのため、14時20分まで休憩いたします。

(午後2時00分 休憩)

(午後2時20分 再開)

○伴委員長 再開いたします。

それでは、教育委員会所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。

山本教育長。

○山本教育長 はじめに、第2款 総務費のうち、教育委員会所管に係る事業について説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

歳入歳出決算書では64ページ、施策の成果報告書では62ページでございます。第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、ご心配をお掛けしております、町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れの事案について、名誉棄損等の訴訟が提起されたことから、顧問弁護士と委託契約を行いその対応を行っております。

続きまして、歳入歳出決算書では72ページ、施策の成果報告書では74ページでございます。第1項 総務管理費、第11目 青少年対策費では、青少年の健全育成のため、青少年問題協議会が中心となって、夜間を中心とした巡回補導活動を実施し、青少年の非行防止に努めたところでございます。また、青少年の非行防止としまして7月、8月や11月の子ども・若者育成支援強調月間に合わせて啓発活動を行い、住民の方々に青少年の健全育成についての意識の高揚、協力の要請に努めたところでございます。さらに、青少年のあらゆる悩みごとに対し相談事業を実施し、青少年自身や青少年を持

つ親をはじめ、様々な住民の悩みの解消に努めたところでございます。

以上をもちまして、第2款 総務費のうち、教育委員会所管に係る事業の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜われますよう、お願い申し上げます。

○伴委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について質疑をお受けいたします。
木澤委員。

○木澤委員 62ページの損害賠償請求の関係ですけれども、これ総務費のところでも聞かせていただいたんですけれども、訴訟に関わって町が負担している経費ですね、この着手金が64万8千円というのが計上されてますけれども、これ以外の分も、もしあるようやったら教えていただけますか。

○伴委員長 安藤教委総務課長。

○安藤教委総務課長 この訴訟にかかります経費といたしましては、顧問弁護士にですね、委託契約をとっておりますので、その経費64万8千円のみということになっております。以上でございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。そしたら75ページのほうの青少年悩み事相談ですけれども、29年度に比べて相談件数が減ってるんですけれども、これの理由と、あとLGBTというか、今SOGI・性別違和という言い方になりますけれども、こうした問題等に関して相談等があったかどうか、確認させてもらえますか。

○伴委員長 栗本生涯学習課長。

○栗本生涯学習課長 まず相談件数でございますが、平成30年度におきましては、61人の方の相談を受けたところであります。平成29年度につきましては101人からご相談を受けたところでございます。主な減少の理由ですが、その時々によりまして、いろいろ相談の件数は幅がございます。少ないときで60件、多いときで100件を超える件数でございます。詳しいところまで把握はしておりませんが、30年度については61人の方から83回の相談があったというところで把握をしているところであります。次に、LGBTの相談でございます。ここ数年、毎年、60件から100件の相談をお受けしておりますけれども、性的マイノリティに関します相談は、これまで青少年悩みごと相談では寄せられておりません。

○伴委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第3款 民生費について、説明を求めます。

山本教育長。

- 山本教育長 続きますして、第3款 民生費のうち、教育委員会所管に係る事業について説明をさせていただきます。座って失礼します。

歳入歳出決算書は90ページ、施策の成果報告書では109ページでございます。第2項 児童福祉費、第4目 学童保育運営費では、放課後児童支援員・補助員の賃金や施設の維持管理に要する費用が主なものとなっております。平成30年度では、斑鳩学童保育室、斑鳩西学童保育室、斑鳩東学童保育室で合計356人が利用されました。特に入室希望が多かった斑鳩西学童保育室では、隣接します斑鳩西幼稚園の空き教室を借用するなどし、児童の健全育成と子育て中の保護者の社会進出、就労等を支援するとともに児童福祉法に基づく基準を順守した学童保育室の運営に努めたところでございます。また、安心・安全な学童保育室を確保するために、各学童保育室に設置しています非常通報装置の更新を行うなどし、安心・安全な学童保育室の確保に努めたところでございます。

以上をもちまして、第3款 民生費のうち、教育委員会所管に係る事業の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜われますよう、お願い申し上げます。

- 伴委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費について質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 伴委員長 これをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第9款 教育費について、説明を求めます。

山本教育長。

- 山本教育長 それでは、第9款 教育費についての説明をさせていただきます。

座って失礼します。歳入歳出決算書は120ページ、主要な施策の成果報告書では173ページから205ページでございます。

最初に、主要な施策の成果報告書173ページ、第1項 教育総務費でございます。第1目 教育委員会費では、教育委員会の活動内容として、時代に応じた教育や特色ある教育、また生涯学習・文化等に関する教育行政全般の方針の審議や学校計画訪問等を実施しております。また、本町では「育てよう和の心」を教育スローガンとしており、「和」の精神を、誇りを持って継承していこうとする子ども達の育成を図ることにより、斑鳩を愛し、やすらぎと活力の備わった豊かな郷土づくりに貢献できることを期待しています。

続きまして、第2目 事務局費でございます。事務局費では歴史文化情報の発信として、斑鳩町史編さんに取り組むとともに、交流活動の推進として、中学生太子サミットを開催いたしました。次に、時代に応じた教育内容の充実では、町議会の協力を得まして子ども模擬議会を開催するとともに、新学習指導要領では令和2年度から小学校における英語の教科化等が本格実施されることになっており、英語教育の更なる充実を図るため、平成30年度では小学校を担当する外国人英語指導助手、いわゆるALTを1名から2名に増員し配置したところでございます。なお、本町におきましては、円滑に本格実施できますよう1年間前倒しをして、令和元年度から先行実施をしております。次に、174ページでございます。教育環境の整備・充実では、小中連携教育の実践として、小学校から中学校への円滑な進学を目的として、小学校と中学校の教職員、児童生徒がそれぞれ各部会で交流を行いました。斑鳩部では「斑鳩ふるさとかるた」をさまざまな学習に活用いたしております。また、教員OB等により、学力及び学習意欲の向上並びに地域コミュニティの活性化を図ることを目的に学習支援事業、スクールサポートを実施いたしました。

次に、175ページでございます。相談体制の充実では、医師や学校関係者による教育支援委員会を開催し、支援の必要のある児童・生徒等に対し、一人ひとりの心身の状況に応じた適切な就学指導に努めました。次に、176ページです。住民と行政の協働によるまちづくりとして、畿央大学大学院 福本貴彦准教授により、中学校1年生を対象に体力向上を目的とした特別講座を実施いたしました。次に、第3目 私立学校振興費では、私立幼稚園に就園している園児の保護者の経済的な負担を軽減するため、保育料の一部について補助を行いました。また、町立幼稚園に就園する園児の保護者については、経済的な負担を軽減するため、保育料の一部について減免を行いました。また、平成30年度におきましては、ご迷惑をお掛けしております、町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案に係る保育料の償還並びに規則で定めていた保育料等減免の規定を、あらかじめ所得階層に応じた保育料等を条例で定めたところであります。第4目 スクールカウンセラー事業費では、県事業として、両中学校にそれぞれ1名が配置され、臨床心理士の視点からの的確なアドバイスを行っております。また、心の教室相談員が生徒の相談等に応じ、心にゆとりを持たせ、またストレスの軽減などに努めたところでございます。

続きまして、178ページ、第2項 小学校費でございます。第1目 学校管理費では、教育環境の整備・充実としまして、小学校の運営に係る費用で、学校用務員の人件

費、消耗品及び庁用備品の購入等を行うとともに、校舎の修繕や光熱水費の支出など、学校の維持管理を行っております。各小学校の和式トイレの洋式化、斑鳩小学校の渡り廊下等耐震補強工事、小学校空調設備の整備等を実施いたしました。この空調設備の整備につきましては、平成30年度の夏休みを前にして、記録的猛暑が続いた状況を踏まえて、令和元年度の夏までに小学校・中学校に空調設備を整備するため、12月に予算補正を行い整備に着手するとともに、令和元年度に予算の一部を繰り越して、継続して整備を行いました。

続きまして、179ページでございます。第2目 教育振興費では、時代に応じた教育内容の充実として、特別活動の推進で、児童の自主性や個性を伸ばすために、各種学校行事、学級活動及びクラブ活動等に助成を行うとともに、情報教育の推進では、コンピューター機器等の活用により、児童の想像力及び表現力等を高めることに努めたところでございます。また180ページ、日本伝統文化の学習です。児童の伝統文化に対する興味や関心を高めることなどを目的に、斑鳩小学校では能楽、西小学校では茶道、東小学校では和太鼓の伝統文化の学習を行いました。次に、教育環境の整備・充実では、学校図書の本整備として、始業前の読書活動や読み聞かせなど、児童の読書活動を推進する取組みを行うとともに、これらの活動をさらに充実するため、引き続き、町費で3校で1名の学校図書司書を配置いたしました。

次に、181ページでございます。特別支援教育の充実では、特別支援学級入級児童の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、小学校講師の配置では、町独自の少人数学級編制として、小学校第1学年、第2学年は1学級当たり30人、第3学年から第6学年までは1学級当たり35人を基準とした学級編制を実施いたしました。また、支援を要する児童に、きめ細やかな支援ができますよう、3小学校で4名であった特別支援担当の講師を、3小学校で6名に増員いたしました。また、生活困窮世帯への支援の充実では、経済的な理由のために就学困難な児童の保護者に対して、学用品、校外活動費及び給食費等の援助を行いました。

次に、182ページ、第3目 保健体育費では、児童の健康の保持増進のため健康診断を行いますとともに、学校給食の充実では、食育並びに地産地消の取り組みを推進し、食物アレルギー等への対応など、安全で安心して食べることができる学校給食の提供を行いました。

続きまして、183ページ、第3項 中学校費でございます。第1目 学校管理費では、教育環境の整備・充実で、小学校費と同様に、学校用務員の人件費、消耗品及び庁

用備品の購入等を行うとともに、光熱水費の支出など、学校の維持管理を行っております。また、斑鳩中学校渡り廊下の耐震補強工事、空調設備の整備に取り組みました。

次に、184ページでございます。第2目 教育振興費では、時代に応じた教育内容の充実として、総合的な学習の時間をとおして、キャリア教育や情報処理、環境との共生、福祉への理解等、時代のニーズに応じた教育の展開など、学校教育の充実を図っております。また、生徒が自ら学び、自ら考える能力や社会に主体的に対応できる能力の育成を図るため、文化活動や部活動、校外活動に対し助成を行うとともに、情報教育の推進では、より子どもたちが興味関心を抱き、わかりやすい授業を展開できますよう教育用パソコンをタブレット型パソコンに更新するとともに、電子黒板を増設いたしました。次に、185ページ、教育環境の整備・充実でございます。ここでは、小学校と同様に、読書活動を通じて生徒の人格形成や情操をより一層育むため、引き続き町費で、2校で1名の学校図書司書を配置し、学校図書室の充実を図りました。次に、特別支援教育の充実では、特別支援学級入級児童の保護者の経済的負担の軽減を図り、また、中学校講師の配置では、町独自の少人数学級編制としまして、全学年で1学級当たり35人を基準とした学級編制を実施いたしました。次に186ページ、生活困窮世帯への支援の充実では、経済的な理由のために就学困難な生徒の保護者に対して、学用品、校外活動費及び給食費等の援助を行いました。

続きまして、第3目 保健体育費では、教育環境の整備・充実で、生徒の健康の保持増進のため健康診断を行うとともに、学校給食の充実では、食育及び地産地消の取り組みを推進し、食物アレルギー等への対応など、安全で安心して食べることができる学校給食を提供いたしました。

続きまして、188ページから189ページ、第4項 幼稚園費であります。第1目 幼稚園費では、良好な子育て環境づくりとしまして、幼稚園の運営に係る費用として幼稚園教職員に係る人件費のほか、特別な支援を必要とする園児に対応するための講師の配置などを行い、幼児教育の充実を図りました。また、1食当たり30円の給食補助金の交付、また、特別な支援を必要とする園児の保育の充実のため、引き続き、町費で臨時講師、各園3名を配置するとともに、教員の資質向上のため、実践的な指導力を身に付けるなどの研修を行いました。

続きまして、190ページ、第5項 社会教育費でございます。

第1目 社会教育総務費では、まず、人権意識の高揚について、互いに認め合い、強い絆で結びつき、生きていることや住んでいることの喜びを共感できる人権のまちづく

りをすすめるための研修機会として、引き続き人権セミナーを開催し、人権意識の高揚に努めたところでございます。次に、191ページの子ども・若者育成支援の充実についてでございます。日常生活において、学校や家庭では体験しにくい自然や社会での体験を通じて自己の知識を広め、集団生活の大切さや各自の役割を学び、社会性を育み自分を育てることを目的として、小学校第4学年から第6学年を対象としたホリディ学園を引き続き開講いたしました。また、青少年期における野外活動体験の重要性から、町外の野外体験活動施設を利用される青少年の健全育成を目的とする団体に対し補助金を交付したところでございます。次に、交流活動の推進、成人式の開催についてでございます。平成31年成人式では、新成人を代表して2人の「二十歳の主張」の発表ほか、総合型スポーツクラブのチアリーディング教室受講者によるアトラクション、いかるがジュニア金管バンドによる演奏、成人者の小・中学校の恩師によるビデオレターを上映するなど、斑鳩の新成人を祝福したところでございます。

次に、192ページ、第2目 公民館費でございます。まず、生涯学習の充実では、公民館まつりや公民館教室を開催し、住民の教養の向上、健康の増進等を図るとともに、中央公民館の和室畳張替え、東公民館のトイレ改修や壁紙張替え等を行うなど、施設の維持管理に努めたところでございます。次に、193ページ、生涯学習・生涯スポーツの推進体制の整備についてでございます。中央、東、西公民館の利用状況は、利用回数で7,126回、利用者数は9万6,123人となっております。

次に、同じく193ページ、第3目 文化祭費では、文化・芸術にふれる機会の充実で、各種芸術・文化の振興と芸術・文化に接する機会の提供や意識の向上を図ることを目的として、斑鳩の里文化芸術祭を開催したところであります。

次に、193ページ、第4目 文化財保存費の歴史文化資源の保全・活用についてでございます。中宮寺跡周辺遺跡における内容確認を目的とした発掘調査のほか、公共事業や民間による開発にともなう事前の発掘調査を実施いたしました。

次に、195ページの古文書の保全・整理につきましては、文化庁の国庫補助事業として、五百井地区の大方家文書の調査を引き続き実施いたしました。次に、町指定文化財候補の調査では、町指定文化財の候補となる文化財の基礎的な調査として実施しております西里地区に所在する春日古墳については、春日古墳調査検討委員会の指導のもと、引き続き本格的な調査前の環境測定調査や墳丘内の空間の有無や規模を確認するミュウオンの追加調査を実施いたしました。次に、史跡藤ノ木古墳の石室特別公開につきましては、平成30年度は春季に2日間のみ開催をし、多くの方にご見学いただいたところ

でございます。次に、196ページの法隆寺ゆかりの都市との文化交流事業の開催では、4市と当町の間での法隆寺ゆかりの都市文化交流協定の締結1周年を記念して夏季特別展「法隆寺食封で結ばれた文化交流展」を開催し、法隆寺の食封のあった神奈川県小田原市、群馬県高崎市、兵庫県姫路市、朝来市の4市と当町の歴史や文化についての理解を深めました。次に、歴史文化の拠点づくりについてでございます。史跡中宮寺跡の整備では、平成30年をもって史跡中宮寺跡の整備工事がすべて完成したことから、竣工式を開催しました後、一般の方々への利用を開始いたしました。

次に、197ページ、第5目 図書館管理運営費であります。昨今、子どもの読書離れが危惧されているなか、図書館では、ブックスタート事業をはじめ、えほんのひろば、幼稚園、保育園、小学校へのおはなし訪問、1日図書館体験事業など、子どもが図書に関心を持つことができるよう、乳幼児から各年齢層に応じて、さまざまな事業を実施したところでございます。また、県内でも先進的な取り組みとしまして、平成29年4月から実施いたしました、自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンを活用しての電子書籍が利用できるサービス、いわゆる電子図書館サービスでは、電子コンテンツの充実に努めるとともに、PRの成果が効果的にあらわれ、人口規模からみましても、高い利用率で推移しているところでございます。平成30年度の町立図書館の来館者数は14万3,657人で、貸出冊数は27万2,772冊となりました。また、中央、東、西公民館の利用人数は1万2,421人で、貸出冊数は3万5,312冊となりました。

次に、200ページ、第6目 文化財活用センター管理運営費では、歴史文化の拠点づくりで、文化財の情報発信として、通常展示とともに、夏季および秋季の特別展示や記念講演会などを開催いたしました。平成30年度の来館人数は9,073人で、開館からの総来館者数は10万4,660人となったところでございます。

次に、202ページ、第6項 保健体育費、第1目 保健体育総務費では、まず生涯スポーツの充実としまして、マラソン大会の開催について、近年の健康づくりやマラソンブームにより全国各地から多くのランナーに参加いただいたところでございます。また、友好都市スポーツ交流の推進では、平成30年度は和歌山県上富田町において少年サッカー大会及びマラソン大会に参加するとともに、当町の女子バレーボールチームが長野県飯島町を訪れ、スポーツを通じて交流を行いました。

次に、203ページ、子ども・若者育成支援の充実では、小学生の体力向上及び団体競技を通じた団結力を養成することなどを目的に開催されていますドッジボール大会について、平成30年度もその開催を支援したところでございます。

次に、第2目 町民体育大会費では、第60回斑鳩町民体育大会が天候にも恵まれ、盛大に開催することができましたところであります。なお、これまで町民の体力増進やスポーツに対する関心を高めるため開催してきました町民体育大会につきまして、町民間の親睦が図られ、絆を深める場へと発展しながら大会を重ねてまいりましたが、昨今の社会情勢の変化に伴い出場選手集めに苦慮される地区が多く、参加できない地区も年々増えてきたことから大会の存続が厳しくなり、地区代表者とも相談させていただくなかで、平成30年度大会をもちまして、町民体育大会を終了したところでございます。

次に、204ページ、第3目 健民運動場費では、健民運動場、天満スポーツグラウンドの適切な維持管理に努めたところでございます。平成30年度の健民運動場の利用人数は2万8,297人、天満グラウンドは6,774人となりました。

次に、第4目 町民プール運営費では、引き続き安全確保を第一に、保護者同伴での来場の周知、監視員等への研修会などを開催し、大きな事故もなく6,457人の方にご利用いただきました。

次に、205ページ、第5目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費では、本町のスポーツ施設の拠点となる、すこやか斑鳩・スポーツセンターの適切な維持管理を行い、平成30年度におきましては、中央体育館の排煙窓オペレータ装置の修繕、昇降ボタン等の補修を行ったところであります。平成30年度のすこやか斑鳩・スポーツセンターの利用人数は、中央体育館で8万540人、テニスコートで4万3,325人、トレーニングルームで9,442人となりました。

最後、207ページでございます。第10款 災害復旧費、第3項 文教施設災害復旧費、第2目 社会教育施設災害復旧費では、平成30年9月に上陸しました台風21号の影響により、中央公民館の屋根瓦にずれが生じ、一部が落下したことから災害復旧工事を実施したものでございます。

以上、教育委員会にかかります決算状況でございます。よろしくご審議を賜りたいと思います。

○伴委員長 説明が終わりましたので、第9款 教育費について質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 政策の成果報告書の175ページですけれども、学習支援の実施ということで、小学校と中学校でそれぞれやっていますけれども、これ30年度ですと、225万円で執行されていますけれども、予算との対比がどうなっているのかまず教えてください。

○伴委員長 安藤教委総務課長。

- 安藤教委総務課長 学習支援に係ります当初予算でございますが、249万4千円を計上いたしました。執行率では90.2%というふうになっております。
- 伴委員長 木澤委員。
- 木澤委員 これ、制度をスタートしていただいていた当初ですね、もうちょっと参加人数が見込まれてたかなというふうに思うんですけども、もうだんだんこれぐらいで定着してきているということで見ているんですかね。
- 伴委員長 安藤教委総務課長。
- 安藤教委総務課長 制度をスタートした当時はですね、なかなかどれぐらい来るかわからない、見込めないという中で積算してたんですけども、現状、30年度でしたら、小学校66名、そして中学校では11名と、その前の前年におきまして69名、また中学校では15名ということで、現状においても大体それぐらいの数字で推移してますので、おおむねこういった利用が続くのではないかと考えております。
- 伴委員長 木澤委員。
- 木澤委員 それは実績に基づいてまた予算組んでいただけるかなと思うんですけども、支援員さんって言うといいんですかね、がなかなか確保できない、苦労されているというふうに聞いていたんですけども、それはもう確保できたんでしょうかね。
- 伴委員長 安藤教委総務課長。
- 安藤教委総務課長 児童生徒数に応じた配置というのを行っております。30年度で申し上げますと、小学校では必要数が10人に対しまして、実際配置しておりますのは13人、中学校では必要数6人に対しまして、実際は8人配置しております。常々募集はかけておりますので、現状においては充足しているという状況でございます。
- 伴委員長 木澤委員。
- 木澤委員 わかりました。そしたら次、176ページ、スクールカウンセラーと心の教室相談員を配置していただけてますけど、これも先ほどお聞きしたんですけども、性別違和の関係の相談があったのかなかったのか、お尋ねしたいと思います。
- 伴委員長 安藤教委総務課長。
- 安藤教委総務課長 スクールカウンセラーの相談、また心の教室相談、いずれにおきましてもですね、LGBTに関する相談はございませんでした。
- 伴委員長 木澤委員。
- 木澤委員 相談がないということですけども、率的に言うたら必ずいてはると思うんです。なかなかこれまでは認識自体は社会全体でもってこれなかったということで、今、

認識についても正しく認識できるようにということで、学校のほうで子どもたちにどう
いう形でそれを周知というのか、教育というのか、をしていくのは難しいところだとは
思うんですけども、現在はこういった取り組みされているんでしょうかね。

○伴委員長 安藤教委総務課長。

○安藤教委総務課長 実施している学校と実施していない学校、さまざまなんですけれど
も、例えば小学校の低学年で絵本の読み聞かせを実施しています。その中で、題名を申
しあげますと「くまのトーマスはおんなのこ」っていうような、そういう絵本があるん
です。そういう子どもたちが関わりやすいテーマ、絵本をもって、その主人公が実際は
女の子になりたかったと。それを友達に打ち明けるっていう、そして、その友達関係が
崩れるのか、それを打ち明けることによって非常に心配だったけれども、打ち明けた結
果、友情のほうが大切なんだというようなこと、そういうことをですね、絵本をともし
て、子どもたちに理解させるという取り組みは行っております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 なかなか入り口をどうしたらいいのかっていうのが難しいかとは思いますが
ども、そうした点については、全国の小・中学校の先進的な取り組みを学んでいただい
て、やっぱり子どもたちにも認識持っていただいて、なおかつ当事者の子が非常に苦し
まれると思うんですけども、そうしたときにもきちっとサポートできるような体制を学
校としても取っていただきたいなと思います。あと、教師の方の研修等についてはどう
されているんでしょうか。

○伴委員長 安藤教委総務課長。

○安藤教委総務課長 子どもたちから、そういう相談があった場合での対応ということ
でしょうか。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 お聞きしたのは、認識を持つということに対してですけども、まずはそれ
をお願いします。

○伴委員長 安藤教委総務課長。

○安藤教委総務課長 そのことに関しましては、県教育委員会からもですね、それに配慮
するように通知等々が来ておりますので、教職員については、教育委員会からも指示と
いうか、指導というのを行っているところがございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしたら、研修で取り組んでいただいているということで理解をしておき

ます。次に、182ページのところの給食なんですけど、これ小学校も中学校もなんですけど、現在、滞納っていうのは発生してるんですかね。

○伴委員長 安藤教委総務課長。

○安藤教委総務課長 小学校、中学校ともにですね、一部残高不足などで引き落としができないケースはありますけれども、いわゆる滞納、滞っているというようなことはございません。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。次に、188ページなんですけど、幼稚園の運営ですね。ここについても滞納のことをお聞きしたいなんですけど、これは給食だけじゃなくて、保育料も一緒になるのかなというふうに思うんですけど、幼稚園のほうでの滞納の状況というのはどうなんでしょうか。

○伴委員長 安藤教委総務課長。

○安藤教委総務課長 幼稚園におきましても、保育料、また給食費につきましても、先ほど申しあげましたように、口座残高不足等での一時的に引き落としができないケースはございますけれども、すぐに納付いただいております滞納ということはございません。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。次、190ページ、平和展を開催していただいておりますけれども、町立図書館ですね。これ周知っていうのはどんなふうにされてますか。

○伴委員長 栗本生涯学習課長。

○栗本生涯学習課長 毎年8月の1か月間、町立図書館で平和展を開催をしております。その周知でございますが、これまで図書館のホームページでの掲載のみでございます。その理由につきましては、図書館では毎月テーマを決めまして、展示スペースに関連図書を展示し、利用者に関心を持っていただく機会づくりを進めております。そういった毎月の展示本の紹介は図書館のホームページで行っているため、これまで平和展もホームページのみで周知となっていたところであります。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 これ、来場者の方とかってカウントはされてますかね。

○伴委員長 栗本生涯学習課長。

○栗本生涯学習課長 平和展に来られた来場者の方のカウントはしておりませんが、戦争と平和に関する図書は72冊展示をしております。うち60冊につきまして、開催期間中、1回以上は貸し出しをしていたという記録が残っております。また、貸出としては

カウントはされておられませんけども、期間中、多くの方が展示スペースの前で閲覧をされていたところがございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 知っている方は多分毎年とかでも来られるかなというふうに思うんですけど、なかなか広く周知ということになっていないと思うんです。新たに庁舎のほうでもですね、今年取り組んでいただということもあって、非核平和都市の宣言をしている町のことなので、やっぱり平和に対する取り組みとして力入れていただいて、町民全体にこういう取り組みをやっているよというのと、参加を呼びかける周知もできたらしていただきたいなと思いますので、お願いしておきます。

そうしましたら、続きまして、191ページのほうなんですけど、野外活動センター利用の支援ということで、交通費の支援をしていただいているかなと思うんですけど、予算が33万3千円組んでいただけてますけど、実績としては大体3分の1程度になってますけど、これはどういう状況なんでしょうか。

○伴委員長 栗本生涯学習課長。

○栗本生涯学習課長 平成30年度予算では、過去の補助金の支給状況から、5団体で7回、33万3千円という予算を計上しておりましたが、実際は3団体、5回で13万1,800円という実績になってます。これにつきましては、昨年、非常に猛暑で、事前にキャンプを取りやめたという団体もございまして、そういったところから、予算額より執行額がちょっと少なかったという状況になっているところです。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 これも、もともと町で野外活動センター持っていましたけど、土砂崩れ等の関係でもう廃止したということで、町外の施設を利用させていただく方の団体さんの交通費の支援という形で進めていただけてますけど、あれが町内にあったら、もっと利用者の方多かったのかなというふうに思うんです。これについても、大体決まった方、団体さんが利用されていると思いますけども、こちらについてもより多くの方に利用していただけるように、また周知等ですね、ぜひお願いしておきたいと思います。

そしたら、次、続きまして、199ページの電子図書館サービスの充実なんですけども、報告いただきましたように、登録者等の貸し出し数とか増えていっていると思うんですけども、傾向としてですね、大体どういう方が利用していただいているのか、年代別でわかるようやったらお聞きしたいと思うんですけども。

○伴委員長 栗本生涯学習課長。

- 栗本生涯学習課長 平成30年度末で登録をいただいております方は654人でございます。そのうち男性が302人、女性が352人となっております。次に、年齢層でございますが、9歳以下が35人、5.4%、10代が40人、6.1%、20代が67人、10.2%、30代が137人、20.9%、40代が146人、22.3%、50代が103人、15.7%、60代が74人、11.3%、70代以上が52人、8%という年代層となっております。
- 伴委員長 木澤委員。
- 木澤委員 電子図書ということで、タブレットを持ってたり、そもそもの受けるほうを持ってなかったらだめなんですけど、子どもにとったら取っつきやすいのかなというふうには思ったんですけども、今聞かせていただいて、9歳以下の子どもとか10代の子どもとか一定数利用はしていただいているかなと思うんですけど、蔵書というか、取り寄せ等の要望ですね、はどのようなものが上がってきてますかね。
- 伴委員長 栗本生涯学習課長。
- 栗本生涯学習課長 このサービスは、平成29年度から行っておるところでございます。開始当初はコンテンツ数も少なく、まだ利用者の方のリクエストに応えられる状況ではございませんでしたが、近年、利用可能なコンテンツ数も充実してきております。本年8月より電子書籍のリクエストを試行的に開始をしたところでございます。現在までに2人の方から6冊のリクエストをいただいているところであります。この6冊のリクエストは全てライトノベル、娯楽小説でございます。
- 伴委員長 木澤委員。
- 木澤委員 8月からしていただいて、お2人の方がしてくれている。まだそんなに月日経ってないですけども、これから増えていく中で、傾向等もつかんでいただいておりますね、できるだけ小さい子どもさんにたくさん利用していただきたいなという思いもありまして、ちょっと今傾向なんかも聞かせいただきましたけど、今後町として電子図書サービスを進めていく中で、目標をどういうところに持っていくか、その計画の策定なんかというのはどういうふう考えているんでしょう。
- 伴委員長 栗本生涯学習課長。
- 栗本生涯学習課長 第4次総合計画、町の総合計画後期実施計画におきまして、電子書籍の普及が進む中、出版状況でありますとか、他の公共図書館での導入状況など動向調査を目的に取り組みを進め、一定の調査にもとづきまして、平成29年度より電子図書館サービスを導入し、運用を開始しようとしたところでございます。その後、動向調査

といった目的を達成をいたしました第4次総合計画の中では、電子図書館サービスの充実を図るということで、具体的な数値目標の設定は現在していないところでございますが、登録者数やコンテンツ数は毎年増加しているところであります。

今後、このような状況を踏まえまして、令和3年度から始まります第5次斑鳩町総合計画におきまして、今後の方向性の具体的な計画を立て、目標数値なども掲げるなどし、さらなる電子図書館サービスの充実に努めていきたいと考えているところでございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。そしたら、よろしくお願ひします。続きまして、202ページのマラソン大会の開催なんですけども、一時、完全に有料にして、その後、有料と無料の方の参加ができるようになるという形にしていますけども、これ、有料にしたときの収入っていうのはどれぐらいあって、有料の場合と無料の場合との参加の状況の違いです、そこも教えていただければな思うんですけども。

○伴委員長 栗本生涯学習課長。

○栗本生涯学習課長 まず、三塔健康走ろう会、有料参加と無料参加に分けた理由から説明をさせていただきます。三塔健康走ろう会は、平成26年度までは参加は無料でした。開催当初は大きな時計をゴール付近に設定をいたしまして、ランナーは自分でゴールした時間を確認して、配布される記録証にみずからそのタイムを記入しておりましたが、記録計測を求める声が高まりまして、計測器具をランナーに装着し、ゴールされたランナーは記録が印字された記録証が出てくる、それをいただけるということになっております。しかしながら、この計測器具につきましては、1人500円ほどの経費がかかることから、平成27年度から三塔健康走ろう会につきましては、中学生以下が500円、高校生以上が1千円の参加料を徴収をしたところでございます。そうしたところ、参加申込数が年々減少し、無料であった平成26年は1,885人の方が参加をいただきましたが、平成29年度では893人と半減をいたしましたので、平成30年度の大会実行委員会におきまして、参加者数を戻すため、以前のように無料にするよう要望があったところで、町として検討いたしました結果、一定、記録計測を望む方もおられますので、記録計測を望まない方は無料で参加できるという仕組みに変えたところでございます。

有料参加と無料参加にしたことによる収入でございますけれども、平成30年度につきましては、三塔健康走ろう会は有料申し込みが625人となっております、参加料は41万1千円となっております。平成29年度につきましては、参加申し込みが89

3名で、参加料の収入は65万500円でございます。そういったことから、参加料だけを比較をいたしますと24万円参加料の収入は減少しているんですけども、参加いただいた方は261人、平成30年度で増えておりますので、一定の効果は確認をしているところでございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 今後もうこういう形で進めていこうと考えておられるのか。それとですね、有料の方は事前に申し込みいただいてっていう形でしていたと思うんですけど、無料の方は当日来てから受け付けをされるという形で募集されていたと思うんですけど、当日来てわっとなったときに、その対応はきちっとできるのかって心配だったんですけども、その辺のところはどうやったんでしょう。

○伴委員長 栗本生涯学習課長。

○栗本生涯学習課長 まず、平成30年度、有料と無料の区分をして人数が増えておりますので、いましばらくはこの方式で実施をしてまいりたいと考えております。

また、無料の方は当日受け付けにさせていただいたのは、やはり事前に受け付けしますと、例えば中央体育館に来て申し込みをしていただかなあかん、2回来ていただかなあかんことになりますので、できるだけ気軽に参加できるようにと当日受け付けとさせていただいたところで、その想定もですね、平成26年度に1,880人の三塔健康走ろう会の参加者が来るだろうという想定で準備をしております。それなりのスタッフもそろえておまして、混乱なくできておりますので、今年度の大会につきましても当日受け付けを継続してまいろうというふうに考えているところでございます。

○伴委員長 これ、ほんまに全然混乱ありませんでした。

木澤委員。

○木澤委員 わかりました。そうしましたら、次、207ページのところですね。災害復旧費ということで、中央公民館の屋根瓦の破損の修理ですね。結構な金額をかけてやっていただけてますけど、これ、どういう修理ですかね、復旧工事をされたのか、ちょっと内容聞かせていただけますか。

○伴委員長 栗本生涯学習課長。

○栗本生涯学習課長 平成30年9月4日の正午ごろに徳島県付近に上陸し、近畿地方を縦断をした台風21号の暴風によりまして、中央公民館の南面の屋根瓦、そして中央部分の屋根瓦がずれまして、一部が落下する被害を受けました。瓦がずれて、また一部が落下したと思われる範囲は面積にして約320平方メートル、その320平方メートル

のずれた瓦を一旦外しまして、下地からやり直し、もう一度きれいに瓦を乗せるといった、瓦のふきかえ工事を実施をいたしました。破損の詳細につきましては、足場を組んで確認する必要があるまして、そうしますと余計な費用がかかりますので、目視で確認をして、当初は1,300万の見積りが出されてたんですけども、施工に当たり、使用できる瓦は再度使用していただくことといたしまして、費用の抑制に努めた結果、出来高で864万円になったところであります。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 できるだけ費用を抑えるようにということでやっていただけてますけど、ただ、これ、また同じような災害、台風が来たときにですね、また落ちるといようなことはないのでしょうか。

○伴委員長 栗本生涯学習課長。

○栗本生涯学習課長 ございませぬ。しっかり下地からやり直していただきましたので、当面は大丈夫だというふうに考えております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 来てもええような対策とかも一緒にやってもうてるんですか。そうか、いや、もうきちっとしとけば普通は飛ばへんもんで、もともと劣化してて。

○伴委員長 中西町長。

○中西町長 その当時の屋根のふき方と、今の屋根のふき方と内容がずっと変わってきますので、その辺はもう大丈夫です。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 196ページ、中宮寺跡ですけども、これから秋になりますとコスモスがきれいに咲きまして、観光客、コスモスを見るために中宮寺跡を訪れるんじゃないかなと思うんですけども、その前ですね、駐車場がないとあそこの道路が路上駐車になると思うんです。その辺のところ駐車場確保があるのか、もしくは、これから駐車場をつくる予定があるのか、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

○伴委員長 平田生涯学習課参事。

○平田生涯学習課参事 ただいまの齋藤委員のご質問にお答えします。中宮寺跡のコスモスの時期ですけども、今年度におきましては、コスモスフェアを開催する前後を加えまして、約1か月間、土日に限り警備員をつけた形で、多目的広場を臨時駐車場にして開放する予定をしております。それ以外の平日につきましては、開放して看板で表示するという形での自由なご利用をしていただくというところで対応してまいりたいと考えて

いるところであります。また、恒久的な駐車場につきましては、ただいま総合的にいろんなものを勘案しながらですね、設置することに向けての検討をしているところでございます。以上であります。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 土日は警備員がつく、平日は警備員がつかないけども、車は停めれるというふうに理解してよろしいですね。ありがとうございます。今後については、駐車場を確保するような方向で進めるということで理解してよろしいでしょうか。

○伴委員長 平田生涯学習課参事。

○平田生涯学習課参事 そのとおりであります。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○伴委員長 ほかにございませんか。

奥村委員。

○奥村委員 中学校では184ページ、小学校では179ページだと思いますけれども、ICT教育ということで、またプログラミング教育も始まります。それを見越して、今、パソコン等設置をしていただいていると思うんですけども、パソコンとかタブレットとかですけども、プログラミング教育を始める前段階において、子どもたちが十分に使える台数、それを確保はできているということでよろしいのでしょうか。

○伴委員長 安藤教委総務課長。

○安藤教委総務課長 現在、小学校ではですね、子どもたち1人、コンピューター室のパソコンをタブレット型パソコンに更新をしました。台数につきましては、子どもたち1人1台使えるように、35人学級ですので、35台を配置しております。中学校におきましても同様に、コンピューター室のパソコンを昨年更新をしております。これも1人1台使えるように35台ということでございます。その台数につきましては、順次授業を組み立てながらですね、各学年の子どもたちが利用できるように授業も組んでいるところでございます。このプログラミング教育なんですけれども、すべてコンピューターを使って授業をするということではございません。理科であるとか、算数であるとか、いわゆる論理的な思考を身につけるために、例えばコンピューターを使って、こういう指示をすればこういう動きができるということを学ばせるための、コンピューターはそのツールのひとつでございます。ですので、全ての教科におきまして、このプログラミング教育という、そういう概念を持って教科指導を行っていくということでございます。

ので、すべてパソコンを使ってプログラミング教育をしていくというものではございませんので、現状におきましては、各学年、各学級、その授業の組み方を見た中で、そのコンピューターの台数というのを見ていきたいというふうには考えています。以上でございます。

○伴委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。そして、この教育をするにあたって、授業を担当する先生たちの研修等は今行われているのでしょうか。

○伴委員長 安藤教委総務課長。

○安藤教委総務課長 各学校の中から、まずはプログラミング教育を進めるにあたって中心となる教員、その教員が教育委員会と連携をとりながら、先進地の視察研修を今月中に予定をしているという状況でございます。また、教育委員会、各学校が連携をとりながらですね、中心となる教員が各学年の担任にそれを現場で伝えていく、また教科指導の指導内容等々を伝えていく。どういうツールを使って伝えていくのかというのをある程度、各学校統一した教育方法というのでしょうかね、そういったことをいま現在研鑽しているというか、研修しているというところでございます。

○伴委員長 よろしいか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 私のほうから1点だけお聞きしたいんですが、子ども議会ですね。173ページの下から3つ目の、これは子ども議会とネーミングからいうと、議長も子どもの中からってというような感じもする。ずっと続けてきていただいている、この価値が非常に高い。みんなやっぱり大きくなっても、子ども議会に参加したって思い出を持ちながら、斑鳩の子どもたちの議員になった方、子どもたち、皆そういうような感じで聞いておるんですが、議長ももしかしたらこれ、子ども議会というネーミングからいけばおもしろんじゃないのかなと。選出方法とか非常に難しい部分があるとは思いますが、山本教育長、どんなもんでっしゃろ。

山本教育長。

○山本教育長 今、委員長お述べのように、高校生の県の議会でしたら、高校生なんで議長も高校生がしているのが現状でございます。今、委員長が申されたように、子どもの事前指導にかなり力を注ぐ必要があるかなと思います。すごく内容も充実してくるのではないかなとさらに思いますので、そこの部分を含めて検討させてください。

○伴委員長 またよろしくお願いたします。

これをもって、第9款 教育費に対する質疑を終結いたします。

以上で、教育委員会所管に係る決算審査を終わります。

以上をもちまして、当委員会に付託されました各会計の決算の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後3時26分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○伴委員長 再開いたします。

猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 失礼します。午前中の住民生活部のときにですね、国民健康保険の中で木澤委員の方からお尋ねのありました件についてご答弁させていただきたいと思っておりますので、施策の成果の218ページにございました短期被保険者証交付者の収納状況の中でございます納付件数について何人かというお尋ねがございましたので、申しあげます。6か月交付の者が30年度の6か月交付の者が19世帯、34件中19世帯ですね、3か月交付の者につきましては、109件の中の41世帯になっております。以上でございます。

○伴委員長 よろしいですか。

それでは、これより、議案第57号及び認定第2号から認定第7号までの7議案につきまして、順に採決してまいります。

はじめに、議案第57号 平成30年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第57号 平成30年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成30年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 平成30年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成30年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成30年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成30年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成30年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定については当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました、決算認定に係る議案の審査はすべて終了いたしました。

なお、当委員会の審査結果報告については正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長のあいさつをお受けいたします。

中西町長。

○中西町長 決算審査特別委員会の皆様におかれましては、2日間にわたりまして慎重審議いただき本当にありがとうございました。また、議案第57号ほか、6議案につきまして委員会として満場一致で認定していただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。簡単ではございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○伴委員長 皆さんには、2日間にわたり熱心に審査を賜り、どうもありがとうございました。

以上で、決算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後3時36分 散会)